平成２４年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成２３年7月１３日

全　国　知　事　会

序

本年３月１１日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらし、東北地方のみならず国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼした。

大震災の発生から、４ヵ月余が経過しているが、死者、行方不明者は合わせて２万人を超え、なお１２万人に及ぶ被災者が避難生活を余儀なくされており、更に、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しても、事故自体の収束や避難民対策など明確な見通しがないまま、依然として暗中模索の状況が続いている。

これらの事態に対しては、今後、一刻も早い被災地の復旧・復興を成し遂げることは言うまでもなく、この大災害を契機に、日本の再生に向けて国と地方が総力を結集し取り組まなければならない。

また、本年４月２８日には、「国と地方の協議の場に関する法律」など３法が成立した。法制化された「国と地方の協議の場」を通じて、我々地方は、東日本大震災からの復旧・復興に向けた国・地方を挙げての一丸となった取組みや社会保障と税の一体改革等地方自治に関する諸課題を協議し、着実に推進していく。

本会は、以上のような社会経済及び地方行財政を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「平成２４年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において、特に、政策提案においては、日本再生に向けて―東日本大震災　復興への提言―及び原子力行政に対する国への緊急提言をはじめ、社会保障・税一体改革成案、これからの子ども・子育て支援施策、地方税財源の確保・充実等、地域主権改革の更なる進展、義務付け・枠付けの見直しの更なる推進、平成２４年度地域自主戦略交付金の制度設計、国と地方の協議の場の活用、女性医師がいきいき仕事を続けるため、について提案することとした。

また、政策要望においては、農林水産業・中小企業の振興、国土保全対策、社会福祉及び保健医療対策・次世代育成支援対策、教育施策、資源エネルギー対策・環境保全対策の推進、災害対策の推進などについて要望している。

平成２４年度の本提案・要望書において取りまとめた政策提案１０項目及び政策要望３４項目は、いずれも都道府県の円滑な行財政運営を確保し、我が国の経済成長を確保し、国民生活を守っていく上で必要な措置を国に対し求めるものであり、国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらを早急に実現するよう強く要請するものである。

目　　次

《政策提案》

１　日本の再生に向けて
　　－東日本大震災復興への提言－…… 1

２　原子力行政に対する国への緊急提言…… 8

３「社会保障・税一体改革成案」について …… 9

４　これからの子ども・子育て支援施策に関する提言…… 10

５　地方税財源の確保・充実等に関する提言
　　－当面の課題を中心に－…… 17

６　地域主権改革の更なる進展を求める決議…… 24

７　義務付け・枠付けの見直しの更なる推進に向けて
　　～地域主権改革の成果を地域社会に実感してもらうために～
…… 25

８　平成２４年度地域自主戦略交付金の制度設計に関する意見… 29

９　国と地方の協議の場の活用について…… 38

１０　女性医師がいきいき仕事を続けるための提言
　－仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために－
…… 39

《政策要望》

【地方行財政関係】

１　地方財政について ……　59

２　地方公務員の労使関係制度について……　59

３　社会保障・税に関わる番号制度について……　60

４　新たな地方公会計制度における会計基準の整備について …　61

５　道州制に関する基本的考え方について……　61

【農林・商工関係】

１　農業の振興について ……　63

２　林業の振興について ……　64

３　水産業の振興について ……　65

４　円高の是正とデフレ経済からの脱却について ……　65

５　中小企業の振興について ……　65

６　雇用対策の推進について ……　66

【建設・運輸関係】

１　国土保全対策の推進について ……　67

２　鉄道整備等の推進について ……　67

３　観光振興対策の推進について ……　67

４　高速道路の整備促進等について…… 68

５　航空路線の維持・充実について …… 68

６　地域の活性化について …… 68

【社会・文教関係】

１　社会福祉及び保健医療対策等の拡充について …… 69

２　次世代育成支援対策の推進について …… 70

３　人権の擁護に関する施策の推進について …… 71

４　教育施策の推進について …… 71

【エネルギー・環境関係】

１　資源エネルギー対策の推進について …… 73

２　電力需給対策の推進について …… 73

３　環境保全対策の推進について …… 74

【災害対策・国民保護関係】

１　災害対策の推進について …… 76

２　国民保護の推進について …… 78

【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】

１　地域国際化の推進について …… 79

２　基地対策の推進について …… 79

３　北方領土及び竹島問題の早期解決について …… 80

４　拉致問題の早期解決について ……　80

５　座礁放置された外国船舶の処理等について…… 80

【地域情報化関係】

１　地上デジタル放送に係る必要な措置について…… 81

２　地域情報化の推進について ……　81

３　情報セキュリティ対策の推進について…… 82

≪政策提案≫

１　日本の再生に向けて
－東日本大震災　復興への提言－

平成23年3月11日午後2時46分、岩手県三陸沖を震源とするﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ9.0の大地震が発生した。これによる巨大津波によって東北地方の太平洋沿岸の市町村ではまち並みが根こそぎ倒壊、流出し、集落が消滅したほか、地震動、火災、液状化なども相まって、東日本に災害史上未曾有の壊滅的な被害が発生した。死者、行方不明者は合わせて2万人を超え、約12万人に上る被災者は今なお体育館や公民館、仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされており、多くの国民は復興への取組の遅れに対して深い懸念を抱いている。

更に、東京電力福島第一原子力発電所における事故は、依然として収束の兆しが見えない状況の中、警戒区域や計画的避難区域等に加え、新たに特定避難勧奨地点が設定されたことにより、関係住民は今もなお出口の見えない避難生活を強いられている。また、放射性物質による汚染の影響は国内のみでなく、海外への食品をはじめ工業製品に至る多くの輸出品目に風評被害を与えている。また、放射能に関する安全基準が明確にされず、そのことが混乱に輪をかけている。日本全体の経済活動は電力不足の影響と相まって、このままでは活力の喪失にもつながりかねず、東日本大震災発災後4ヶ月経った今でも、復旧・復興の手がかりを模索する状況が続いている。

こうした状況の中、国においては、復興の基本理念や基本的施策、復興対策本部や復興庁の設置、特区制度の整備等を内容とする復興基本法を制定し、復興構想会議での提言なども踏まえた取り組みを進めている。

本会においても、発災直後に緊急広域災害対策本部を設置して支援物資の提供や職員派遣などの応急対策に当たった。5月12日からは東日本大震災復興協力本部（本部長：上田埼玉県知事）を中核とした復興支援のための協力体制を整備して、被災市町村の義援金支給関連業務への職員派遣など中長期にわたる人的支援、被災者生活再建支援制度に対する国への支援強化要請など、被災地からのニーズにきめ細かく対応するとともに、今後発生が予想される巨大地震等による大規模災害への実効ある対策の確立に向けて取組を進めている。

今後、一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、国難とも言える今回の事態を乗り越えて、日本の再生を果たすためには、国と地方が総力を結集して取り組む必要がある。

ついては、国が被災県から既に提出されている提言・要望に誠実に対応するとともに、当面する緊急課題である以下の事項について、地方と十分に協議の上、速やかに対応するよう提言する。

１．地方の主体性を活かしながら迅速に復興対策に取り組むべき

提言１　復興基本方針の早期提示

東日本大震災では、大津波や地震動、火災、液状化などによりそれぞれのまちに甚大な被害が生じたが、復興まちづくりの基本的な方向が明らかにならなければ、住宅、商店、事業所工場等は現地復旧、復興事業を推進することすらできない。しかも、被災地の地理的特性や被害の態様が様々であることから、それぞれにふさわしいまちづくり復興計画が早期に策定できるよう配慮することが必要である。

国は早急に復興基本法第3条に規定する東日本大震災復興基本方針を定めるとともに、各地域における復興まちづくりに必要となる予算措置等を速やかに講じること。

提言２　復興特区の速やかな制度設計と有効活用

地域主導による復興を迅速に進めるには、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」の活用が不可欠である。復興基本法に位置づけられた復興特区の有効活用を図るため、国は地方の意見を踏まえつつ早急に制度設計を行うこと。

制度設計に当たっては、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国は最小限の範囲の関与にとどめ、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

なお、既に岩手県や宮城県から具体的な特区提案がなされているところであり、これらの提案が実現できるよう制度設計及び運用を行うこと。

提言３　高速道路ネットワークの整備促進

復興に向けて力強く進んでいくには、三陸沿岸地域及び日本海沿岸地域を南北に貫く「縦軸」と、東西を結ぶ東北横断自動車道等「横軸」の、格子状の高速道路ネットワークの整備が喫緊の課題である。

住民生活や経済活動を支える円滑な物流を確保し、早急に被災した地方の骨格を固めるためにも、高速道路ネットワークの早期完成を図ること。

提言４　津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

新たなまちづくりを進めるためには、安全な土地の確保の見通しが必要である。各自治体の復興計画策定推進のため、早急に湾口防波堤や防潮堤等の整備方針を示し、早期完成を図ること。

提言５　迅速ながれき処理の推進

地域復旧の第一歩となるのが、被災地のがれき処理である。

がれき処理は基本的には市町村の事務とされているところであるが、東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量に発生しているため、各自治体の処理能力を大きく超えている。

迅速な復旧を進めるため、がれき処理については、国が主導して広域処理体制を構築し支援する他、国の直轄事業や県への補助事業を導入するなど、既存の制度や従来からの役割分担を超えた弾力的な運用や特例措置を実施すること。

提言６　復興財源の確保と自由度の高い交付金制度等の創設

被災地において復興に必要な財源が確実に確保されるよう、復興財源のあり方について地方を交えた議論・検討をただちに開始すること。

被災した自治体や避難者を受け入れている自治体が実施する復旧・復興事業に要する経費に対しては地方交付税総額とは別枠で財源を確保するとともに、不交付団体にも確実に財源を措置すること。

また、被災地の復興財源として、地域の実情に応じて、地域が主体的判断で復旧・復興を実施できるよう自由度の高い包括的交付金制度を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

さらに、災害復旧事業について、国庫補助率のさらなるかさ上げや補助対象範囲の拡大や国が実施する直轄道路等の災害復旧・復興事業に対する被災した自治体からの負担金を廃止するなどの弾力的な財政支援措置を講ずること。

提言７　被災県ごとの大規模な復興基金の早期創設

各般にわたる復興対策を補完し、被災地の実情や被災者のニーズに即した復興対策を長期・安定的に地域の判断で主体的に展開できるよう、阪神・淡路大震災時を大幅に上回る復興基金を被災県ごとに早期に創設すること。

提言８　第３次補正予算の速やかな編成と執行

復興構想会議の提言や被災地の要望などを踏まえ、直接的被害を受けた被災地はもとより、併せて多大な間接的被害を被っている東日本全体の復興に向けて、インフラの整備、まちづくり、農林水産業の生産基盤の復興、産業振興、放射能汚染対策など本格的な復興対策を盛り込んだ第３次補正予算を財源措置との同時決定にこだわらず速やかに編成し、ただちに実施すること。その際、財源を「今を生きる世代」のみで負担することを強調して事業規模を制約することなく、円高の是正、デフレ経済からの脱却に

より経済回復を図り、復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことなどにより財源を確保し、復興に必要な事業を迅速かつ支障なく実施できるよう、十分な事業費を計上すること。

２．福島第一原発事故の早期収束と安全対策の確立を実現すべき

提言１　福島第一原発における事故の早急な収束

いまだ収束の兆しが見えない福島第一原発事故に柔軟かつ大胆に対応できるよう、官民及び国内外の叡智を集めた取組を進めること。

提言２　原子力発電に関する安全対策の確立

今次の事故により得られた知見や徹底検証の結果等を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全基準を抜本的に見直し、国内の他の原子力発電所等における安全対策も強化すること。

また、地域住民の安全・安心を確保する地域防災計画の見直しを早期に行うため、防災対策を重点的に充実すべき範囲（ＥＰＺ）を原子力発電所から８～10㎞に設定している現行の「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」や国の「防災基本計画」を、都道府県域を超えた大規模災害にも対応できるよう、原発の立地しない地方自治体の意見も踏まえ、早急に見直すこと。

提言３　放射能汚染に対する安全対策の推進

オフサイトセンターが今回の事故では機能しなかったことを十分検証し、今後の対策に反映させること。

また、放射線量等に関するモニタリングを強化し、広域的かつ長期・継続的な測定を国が責任をもって実施するとともに国内外に正確な情報を迅速に発信すること。

更に、放射線量、飲料水、食品、放射性物質に汚染された土壌や上下水汚泥、廃棄物等に関する各種安全基準や取扱い等に関する指針を速やかに明確に設定した上、住居や公園・校庭・園庭等の土壌、農地の除染や、廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活や子どもの学校生活等の安全・安心を確保する対策を強化すること。

さらに、放射線量や放射性物質に対する監視・検査体制の拡充・強化を図るため、必要な資機材の配備等について、財政支援措置を講ずること。

提言４　風評被害対策の強化

日本産食品等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、輸入規制に踏み切る国等が拡大しないよう、関係国等への働きかけを強化すると

ともに、政府として国際社会に対して、農林水産物、加工食品、工業製品、観光・サービスなど広範な分野・地域に関する安全性を緊急に宣言すること。また、これらの分野等に係る風評の払拭に向けた的確かつ積極的な情報発信や農林水産物及び工業製品等の安全性の証明に必要な検査等により生じる企業等の新たな負担に対する対策を講じること。

また、被災地から避難された人々が、風評等により、いわれなく差別やいじめを受けることがないよう国民各層への周知を図るため、一層の情報発信に努めること。

さらに、農林水産物等の風評被害による経済的損害について、確実に賠償等の対象とすること。

提言５　原子力災害に対する十分な財政支援

原子力発電所事故による影響を早急に払拭するために必要な地方の取組みに対し、使途の自由な交付金制度の創設等十分な財政支援を行うこと。

提言６　国内産品の輸出証明書発行事務対策

日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

３．被災者支援施策を充実・強化すべき

提言１　被災者に対する支援の充実・強化

地震・津波災害及び原子力災害により避難を余儀なくされ、慣れない環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、住宅・雇用をはじめ生活全般にわたるきめの細かい支援を機動的に実施すること。

また、原子力災害に伴う被災者の早期救済に万全を尽くすとともに、損害の賠償等に当たっては、立法措置も含め、国が全責任を持って対応すること。

提言２　原子力災害被災者への経済的支援

原子力災害被災者の税負担に対する救済について、特別法を制定することなどにより地震・津波災害と同様に措置するとともに、地方自治体における地方税収入等の減に係る１００％の財源措置を講じること。

提言３　住宅確保のための支援

避難所で避難している方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の迅速な建設を支援するとともに、公営・民間住宅等の活用を促進すること。

また、今後、恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅、地域優良賃貸住宅や改良住宅などの整備が大量に必要となることから、補助率の引上げや地方負担に係る全額交付税措置の実施、また、被災者生活再建支援制度における対象災害の見直し等の制度の総合的な見直しを行い、被災した住宅の修繕や再建に対して手厚く支援するなど、国による全面的な支援と財政措置を講じること。

提言４　液状化被害からの復旧への支援の充実・強化

液状化の被害を受けた住宅の被害認定基準の見直しが行われたが、新たな基準で判定しても、被災者生活再建支援法の対象となる世帯は非常に少ないことから、更なる基準の見直しを実施すること。

さらに、液状化被害世帯への独自支援を行った自治体に対する財源措置を講じること。

４．東日本大震災を踏まえ、地域の防災対策を強化すべき

今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、各地域における防災対策を強化するため、国の防災基本計画を早期に見直すとともに、以下の措置を講じること。

提言１　地震・津波観測監視システム等の構築による観測体制の強化

地震・津波発生メカニズムの解明を進めるとともに、地震・津波観測監視システム（DONET）や海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網を構築し、津波観測・予知体制を確立・強化すること。

提言２　早急な津波被害予測の実施

正確なシミュレーションのもと、津波高に加えて詳細な浸水予測図を作成するなど、被害想定の見直しを行うこと。

提言３　消防力・防災力の強化

大規模災害時の緊急救助や支援、孤立集落の発生を防ぐためには被災状況の把握と救急援助活動の早急な活動展開はきわめて重要であり､国において、緊急消防援助隊の活動の充実・強化や、消防救急無線の送受信を確実にする消防救急デジタル無線、衛星電話の整備など情報通信体制の充実・強化を図ること。

また、警察の災害対応のための資機材の充実、自衛隊の災害派遣活動の環境整備や自治体との共同訓練の強化、海外からの支援隊の円滑な受入のため

の取組など、地域の防災力の強化に向けて総合的な対策を講じること。

提言４　災害医療体制の充実・強化

ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）は、大規模災害時の救急救助・医療に大きな力を発揮するが、今般の東日本大震災では、移動手段や携行装備の確保に大きな課題があり、緊急の展開、活動に支障を来した。

ついては、ＤＭＡＴの迅速・有効な活動展開を実施するため、国として大規模災害被災地における移動手段や携行装備の確保と活動環境の整備を図ること。

２　原子力行政に対する国への緊急提言

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、地震・大津波という自然災害による甚大な被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故という未曾有の原子力災害をもたらした。

事故から既に４か月が経過しているが、今なお、多くの住民が困難な状況に直面している。

このような国難というべき事態に際し、政府の対応は事故発生当初から今日まで、場当たり的な対応に終始し、政府への国民の不信感はかつてなく高まっている。特に国政の最高責任者である総理が、その説明責任を果たすことを強く求めたい。

原子力行政を含むエネルギー政策のあり方全体が問われている現在、国民の生命と財産を守るという原子力行政の根本に立ち、国の責任ある対応を求めるため、次のとおり提言する。

１　東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

国は、今回の原子力災害に対し、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、東京電力と一体となって、一刻も早く事態の収束を図ること。

新たな放射性物質の放出が生じないよう、一刻も早く封じ込めること。

また、次代を担う子どもたちの生活環境に関わる安全基準を示し、安全を確保すること。

２　原子力発電所の安全性の確保及び防災対策の強化

国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故について、徹底した調査と検証を行い、それに基づき安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行い、原子力施設の安全確保のため抜本的な対策を検討・実施すること。

また、住民の安全・安心が確保できるよう、EPZの範囲等、国の原子力防災指針、防災基本計画の見直しを行うとともに関係隣接都道府県など、原発周辺の地方自治体による防災対策強化を推進すること。

３　情報の開示と的確な説明

国は、今回の原子力災害について、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理し、全て速やかに公開し、関係自治体をはじめとする国民全体に分かりやすく説明すること。

その際、国、事業者とは異なる意見に対しても明確な見解を示すこと。

また、事業者と地域が電力の需給等に関し十分な話し合いができるよう、事業者に対し情報の開示を徹底させること。

４　エネルギーに対する選択肢の拡大

国は、代替エネルギーへの対応を急ぐとともに、新たな産業や雇用の創出につながる、再生可能エネルギーの開発と普及に速やかに取り組み、エネルギーに対する選択肢を拡大すること。

また、再生可能エネルギーの普及を促進するため、再生可能エネルギー法案を早期に成立させ、固定価格買取制度等の条件整備を早急に進めること。

５　今後の原子力・エネルギー政策に関するビジョンの提示

今後の我が国のエネルギー政策のあり方、特に原子力政策のあり方について、将来の選択肢と、その判断材料となる情報を整理したうえで国としてのビジョンを提示し、国民的議論を経て合意形成を図ること。

３　「社会保障・税一体改革成案」について

平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」は、6 月 13 日に開催された「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、当初より地方自治体を委員から排除し、かつ、十分な意見陳述の機会を与えず、国の制度のみを取り上げた非常に一方的な原案を提示した異例の対応には強く抗議する。今後はこのようなことがないように改めて強く申し入れる。

また、「成案」には、その解釈と個別分野における具体的な改革の方向について曖昧な点が多く残されており、これらを明確にしていく必要がある。

そもそも、「社会保障・税一体改革」が国民の理解を得るためには、総合的な社会保障の全体像を国民に明確に示していくことが何より必要であり、国と地方は全力を挙げて取り組むべきである。そのため、国と地方のそれぞれが担う社会保障サービスの内容を精査しながら、住民視点からの社会保障のあり方について真摯な協議を行い、財源論をその上で行うべきである。その面から言えば、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートである。

今後とも、分科会を含めた「国と地方の協議の場」という国民に開かれた場において、継続的かつ実質的な協議を行うことで、様々な課題を解決していく。まずは分科会をすみやかに設置し、社会保障と税に関する協議を早急に開始することを強く求める。

４　これからの子ども・子育て支援施策に関する提言

我が国の人口減少を抑制し、安定的で持続可能な社会を実現するためには、これからの子ども・子育て世代を国全体で支援することが喫緊の課題であり、その支援に要する財源は、国の責任において確保されるべきものである。

支援のあり方については、「現金給付」、「サービス給付」及び「働き方の見直し」をセットで検討し、全体としての費用対効果を考慮しながら、その仕組や水準等を定めていく必要がある。

また、平成２２年６月２９日に、国の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、以降、学識経験者や自治体・保育等の関係者などで構成される 3 つのワーキングチームを中心に制度設計等の検討が行われ、平成２３年７月６日の「子ども・子育て新システム 第 14 回基本制度ワーキングチーム」において中間とりまとめがなされたところである。

ただ、現時点では、整理のされていない検討課題が数多く残されていることから、今後の具体的な制度設計は、平成２３年１０月以降の子ども手当に係る制度設計と並び、地域主権の理念の下、法定化された「国と地方の協議の場」やその分科会での議論を通じて行われる必要がある。

以上の考え方の下、これからの子ども・子育て支援施策は、すべてのワーク・ライフ・バランスへの支援も含めて、以下の原則により制度設計を行うべきことを提言するものである。

Ⅰ　子ども・子育て支援施策の基本的な考え方

１ 全国一律の現金給付は国、サービス給付は基本的に地方

全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が裁量と創意工夫により実施できる仕組とすること。

政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念に基づき、「全国一律の現金給付は国、サービス給付は基本的に地方」という考え方により制度設計を行うこと。

子ども手当は、給付額を全国一律として国が決定し、その全額を負担すること。

子ども手当のような全国一律の現金給付のほか、サービス給付であっても、例えば妊婦健康診査費や特定不妊治療費、乳幼児医療費に対する助成など、本来、医学的見地からも全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものや、既に国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着しているものについては、国の責任において所要の財源措置を講じること。

地方が実施している保育サービスや保育所整備、放課後児童対策、母子保健医療など福祉、医療、教育に関する地域が求める広範かつ多岐にわたるサービス給付は、それぞれの地域においてニーズが異なっている。地域の実情に応じた形で、子どもたちがこれらのサービスを確実に受けることができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって実施できる仕組とすること。

２ 恒久的、安定的な財源確保と地方の創意工夫を可能とする制度改善

（１）本来、地方がサービス給付を行うために必要な財源は、税源移譲等により確保されるべきであること。

平成２３年６月３０日に決定された「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、社会保障給付にかかる公費の全体推計について、今後地方単独事業を含めた全体像及び費用推計を総合的に整理することとされており、その上で、地方単独事業に関しても、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行うこととされている。

子ども・子育て支援については、本改革における優先的事項であり、特に地方が主体的に取り組みを行っている分野であることから、地方が、地域の実情に応じた多様なサービスを、今後増大すると見込まれるものも含め、安定的に責任を持って提供するために必要な財源については、本改革を進める中で、国において税制改革などにより恒久的、安定的なものとした上で、地方への税源移譲等により確保されるべきであり、国として制度的な担保を講じること。

（２）権限移譲などの制度改善を行い、地方の創意工夫を可能とすること。

サービス給付に対するニーズは、それぞれの地域において異なっている。

地域の実情に応じて適切にサービスを提供するため、地方の意見を反映した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの制度改善を行い、地方が裁量を持って創意工夫をしながら取り組むことができるようにすること。

３ 都道府県の役割

サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に役割を果たす制度とすること。

地域の実情に応じたサービス給付の実施は、住民に身近な市町村が担うことが適切である。一方、市町村が責任を持って確実にサービスを提供するには、サービス水準の確保といった観点から、都道府県が、市町村の業務に関する広域調整や専門性・先進性が必要な取組など、市町村におけるサービス給付の円滑な運営のために必要な支援を行うことが不可欠である。

また、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業においても、その役割を果たすことが求められている。このような、子ども・子育て支援において都道府県が持つ役割の重要性を踏まえた上で、具体的な制度設計を行うこと。

○都道府県の取組例

（広域調整の例）

- 保育所の広域入所に係る調整
- 病児・病後児保育に係る調整
- 社会的養護の体制整備・自立支援の強化
- 小児救急医療体制の整備

など

（専門性の例）

- 周産期医療情報システムの整備
- 不妊専門相談センターの運営
- 社会的養護の充実
- 市町村の児童相談の専門的、技術的支援
- 障がい児童に関する専門的療育相談・指導・支援

など

（人材育成の例）

- サービス給付を担う人材の養成
- 地域の子育て支援団体リーダーの養成

など

（先導的事業の例）

- 子育て支援に取り組む企業への支援、顕彰
- 企業等と連携した子育て家庭への優待

など

４ 地方との協議

平成２３年１０月以降の子ども手当や、子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」を通じ、地方公共団体と十分な協議を行ったうえで、成案とすること。

子ども手当や「子ども・子育て新システム」は、「国と地方の協議の場に関する法律」第３条に規定されている３つの事項すべてに該当することから、その具体的な制度設計に当たっては、役割分担や財源問題などを含め、地方への事前説明を十分行うとともに、国と地方の協議の場やその分科会を通じて、地方公共団体と十分な協議を行ったうえで、成案とすること。

Ⅱ　「子ども・子育て新システム」について

「子ども・子育て新システム」については、去る７月６日に開催された「第 14 回基本制度ワーキングチーム」において、これまでのワーキングチームでの議論を取りまとめた「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がなされた。

「子どもの育ちと子育てを支援すること」を「未来への投資」と捉え、「ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させる」といった方向性は評価できるものである。

ただ、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設の是非や費用負担などの財政スキーム、都道府県の役割、地方の裁量権を拡大する仕組みなど、整理のされていない「今後の検討課題」が数多く残されており、子ども手当の制度設計や子ども・子育て新システムの法案提出の時期などを含め、今後、どのように検討を進めていくのか、スケジュールを明確にする必要がある。

また、子ども・子育て新システムの掲げる、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質な支援を行うという理念を実現するためには、休日保育、一時預かり、子育て相談など、様々な子ども・子育て家庭の状況に応じた利用者目線での多様なサービスを充実することはもとより、現場で実際にサービスを提供する主体の視点も踏まえた検討が不可欠である。

特に、子ども・子育て新システムの大きな柱の一つであり、就学前の子どもの育ちに大きく関わる幼保一体化については、わかりやすく利用しやすい制度となるよう国民的議論を尽くす必要がある。

子ども・子育て新システムは、社会保障と税の一体改革の一部であり、平成 23 年６月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部で決定された「社会保障・税一体改革成案」の中でも、『社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。』こととされていることから、今後、具体的な検討を進めていくに当たっては、国と地方の協議の場やその分科会で、地方公共団体と協議を行った上で成案とすることを求める。

（１）国と地方の役割分担を踏まえた「財政スキーム」とすること。

全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施することが担保できる財政スキームにすべきである。

今後検討することとされている「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設については、地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、その対象を地方の自由裁量の拡大に寄与するものに限定した上で最大限広くとる、とされている「地域自主戦略交付金」と十分に整合性を図るとともに、国と地方の協議の場において十分議論し、成案を得ること。

また、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」の創設の是非及び制度設計の検討にあたっては、「子ども手当のような地方に裁量権がないもの」と「地方に裁量権のあるサービスに係るもの」を明確に区分し、国と地方の役割分担や、その責任の所在を明らかにした仕組みにするとともに、裁量権のあるサービスの財源をきちんと担保できる財政スキームとすること。

（２）都道府県がその役割を十分に発揮できる制度設計とすること。

「子ども・子育て新システム」に位置付けられている「給付や事業」の実施主体の中心は市町村であるが、都道府県は社会的養護などを自ら担い、さらに市町村の支援等を行うことから、その役割は、極めて重要である。

また、市町村もその規模は様々であることから、都道府県の支援のあり方も、それぞれの地域によって異なってくる。

こうした都道府県の役割が十分に発揮できる制度設計とするとともに、その役割に応じた財源を確保すること。

（３）地方の自由度の拡大を前提とした制度設計とすること。

子ども・子育て支援は、地方が主体的かつ責任を持って実施する分野である。

地方の中にも、「待機児童が多い地域」、あるいは「過疎化の進行により、児童が少なくなっている地域」など、それぞれの地域の状況は様々であり、地域に求められるもの、必要なものは異なっている。また、全国どの地域に住んでいても、必要な保育や教育などを等しく受けられる仕組みも必要である。

様々なニーズがありながらも、国の定めた全国一律の基準が妨げとなり、制度をうまく活用できないといったこともある。

子ども・子育て支援施策を充実させるためには、地域の実情、実態に応じて、子ども・子育て支援に主体性と責任を持って取り組んでいる地方が、それぞれの裁量と創意工夫を今以上に十分に発揮できる仕組みとすることが不可欠である。

今後の制度設計にあたっては、まずは地方の自由度を今以上に拡大することを前提として検討を進めること。

５　地方税財源の確保・充実等に関する提言
―当面の課題を中心に―

Ⅰ　地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が１つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す」ことが明記された。また、平成 23 年度税制改正大綱においては「地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要」であり、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」とされたところである。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

Ⅱ　税制抜本改革の推進

１　社会保障と税の一体改革

昨年から検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6 月 30 日に「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）がとりまとめられた。議論の過程においては、地方の代表を集中検討会議に参画させることなく、また、十分

な意見陳述の機会も与えないという重大な問題があったが、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に２年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

成案はあくまで議論のスタートであり、今後、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して国と地方が協議を重ね、その成果に基づいて相互に協力し、国民が将来に不安を感じることのない社会保障制度の構築とその財源の安定確保に努める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

（１）成案は、「まずは、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」、引き上げ分の消費税収については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（社会保障四経費）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度全体をとらえ、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。

（２）また、成案では、地方の意見をふまえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。地方単独事業の整理にあたっては、国費に関連する「社会保障給付」の範囲を明らかにした上で、法令に基づき実施している事業や全国的に普及・定着しているとして過去に一般財源化された事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて地方が率先して取り組んだ事業であって現在では全国的に広く行われているものも対象とすべきである。その際、住民に社会保障サービスを提供するために必要な人件費を「官の肥大化」にあたるとして対象外にすること

は適当でない。

（３）なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、地方の意見をふまえて成案に記されたように、現行分の消費税（国・地方）については「国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提」として検討を進めるべきである。

（４）成案では、消費税率（国・地方）の引上げを含む税制抜本改革については、経済状況の好転が条件であり、また、不断の行政改革等を推進することにより国民の理解を得ながら進めるとしている。現下の日本経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、円高・デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。東日本大震災の復興事業に速やかに着手するとともに、成長戦略を実行することを通じて経済を本格的な成長軌道に乗せた上で税制抜本改革を断行するという道筋に沿って、総合的に経済財政施策を展開すべきである。

（５）地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

（６）消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることなども踏まえて、十分な配慮が必要である。

　なお、社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度は、国家的な情報基盤であり、適切な個人情報保護方策を講じた上で、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

（７）成案を議論のスタートとして、社会保障制度や税制度の具体的な制度設計について検討を行うにあたっては、地方の意見を的確に反映し、運営の実態を踏まえた効果的な制度を実現するよう、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会を設置して実効性のある議論を行う必要がある。

２　地球温暖化対策のための財源の確保

平成 23 年度税制改正大綱及び成案の「税制全体の抜本改革」において、「地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討」するとされているところである。地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることを踏まえ、ＣＯ２排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にＣＯ２排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、ＣＯ２排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

Ⅲ　東日本大震災の復興事業等について

１　地方の復興財源の確保

東日本大震災の復興事業については、その財源を今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うという理念には共感するものの、そのことを強調して事業規模に制約を設けることは適当でない。また、財源確保の具体的措置と同時決定することにこだわらず、被災地の復興に必要な事業を速やかに実施すべきである。

また、地方の復興財源について、東日本大震災復興構想会議がとりまとめた提言では、「臨時増税措置などにおいて確実に確保するべき」とされたところである。被災地の復興財源として自由度の高い包括的な交付金や復興基金を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合には、その法定割合を地方交付税とし、復興財源を確実に手当てするため通常分とは別枠によりその総額を確保すべきである。

なお、東日本大震災により被災地では極めて大きな地方税の減収が生じると見込まれ、現行の減収補てん制度のままでは復興事業の推進以前に財政運営がたちゆか

なくなるおそれがあるため、特別の財政措置を講じることについて検討すべきである。

２　福島第一原子力発電所事故に係る税制上の特例措置

福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を強いられている方々の土地、家屋、自動車に係る非課税その他の地方税の特例措置を講じるとともに、それに伴う地方の減収補てん措置については、今回の事故の性格をふまえ、国が責任を持って明確な特別の財政措置を講じるべきである。

Ⅳ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

１　一般財源総額確保の方針堅持

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成23年度においては「財政運営戦略」で示された「交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成23年度から平成25年度において、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、地方交付税総額について前年度を0.5兆円上回る17.4兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度を0.1兆円上回る59.5兆円を確保するなど、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保された。しかしながら、社会保障関係経費が増加する中で一般行政経費（単独）は前年度並みとされ、投資的経費（単独）は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されている。

平成24年度においても、前年度の水準を実質的に下回らない地方一般財源総額を確保するとの方針を堅持し、東日本大震災の復興財源は別枠扱いとした上で、東日本大震災により地方税収の低迷等が見込まれる中にあって、高齢化等の進展に伴い毎年度7,000～8,000億円程度増嵩する地方の社会保障関係経費の財源を含め、必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

なお、臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発

行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保すべきである。

２　現下の経済状況を踏まえた適切な対応

政府は、「財政運営戦略」において、国・地方のプライマリー・バランス（基礎的財政収支）について、赤字の対 GDP 比を当初 5 年間で半減するといった目標を掲げ、財政の健全化を図ることとしている。

国・地方のプライマリー・バランス赤字は平成 19 年度まで年々縮小し、均衡に近づいていたが、世界同時不況の影響により大幅に拡大し、平成 23 年度は平成 19 年度と比べて約 21 兆円赤字が拡大している。この間、国税及び地方税（地方譲与税を含む。）収入が合わせて約 18 兆円減少しており、財政健全化のためには経済の安定成長が不可欠なことが明らかとなっている。

このような中、世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金の多くが平成 23 年度をもって期限を迎え、加えて東日本大震災の復興財源確保のため公共事業費等が更に削減されることとなれば、脆弱な地域経済に甚大な影響が生じ、財政健全化の目標達成が困難になるおそれが強い。

被災地の復興を支えるためには経済の回復の足取りを確かなものとする必要があり、そのためにも、経済成長を促進するための政策を積極的に推進するとともに、東日本大震災を教訓とする地域の防災対策事業や災害に強い国土構造を実現するための社会資本整備を着実に進めなければならない。

また、現在基金を財源として実施している妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

なお、平成 19 年度を起点として見ると国の一般歳出が 7.1 兆円増加したのに対し、地方の一般歳出の増加は 1.1 兆円にとどまっている。地方は職員数削減など行政改革を断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてプライマリー・バランスの改善に努めているところであり、国と地方のプライマリー・バランスの比較に基づき地方の財政に余裕があるとの評価は全く当を得ないことを指摘しておく。

Ⅴ　課税自主権の活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

６　地域主権改革の更なる進展を求める決議

政府は、地域主権改革を「一丁目一番地」の政策だとして、この国のあり方を改めると高らかに宣言し、昨年６月に閣議決定した地域主権戦略大綱では、「明治以来の中央集権体質からの脱却」「国の在り方を大きく転換する改革」「国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係への転換」と崇高な理念を示した。しかるに閣議決定から１年以上を経過した今、一定の進捗は認められるものの、出先機関改革では、霞が関の抵抗が強く、府省側に立った政務三役の姿勢も見られるなど、残念ながら目立った進展となっていない。

また、「子ども手当」問題や社会保障と税の一体改革原案策定のように、国が地方との協議を尽くさないまま一方的に政策決定を行うケースが見られるなど、「国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係への転換」にはほど遠く、中央集権的な要素が強まっているのではないかとすら懸念される。

政府におかれては、住民の目線で現場に即した行政サービスを提供するための改革として、「地域主権改革」を国民に約束した原点に立ち返り、更なる地域主権改革の推進に全力を挙げることを、全国知事会として強く要請するものである。

７　義務付け・枠付けの見直しの更なる推進に向けて
～地域主権改革の成果を地域社会に実感してもらうために～

全国知事会ではこれまで義務付け・枠付けの見直しの推進に向けて、幾度となく要請活動や提言を行ってきたところである。昨年１１月には、一向に進まない義務付け・枠付けの見直しの突破口とするため、２３項目について、構造改革特区制度を活用した見直しの共同提案を行った。一部の項目については、前向きな回答を得られたものの、未だ不十分な回答も多く、全国知事会として、政府に対して、特区共同提案に関する公開討論を申し入れ、７月７日に開催された公開討論の場で改めて政治主導による前向きな回答を求めたところである。

そうした中、去る４月２８日に国と地方の協議の場に関する法律など３法が成立した。義務付け・枠付けの見直しについては不十分な点はあるものの、地方要望分を中心とした４１法律が一括法として改正されたところであり、今後は条例委任をされた施設・公物設置管理基準について、各地域の創意工夫を活かした具体的な基準づくりが求められている。義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡充は、住民代表である議会における審議を通じた意思決定により、地域の創意工夫を活かした住民本意の施策が可能になったことを住民に実感してもらうまたとない機会であり、地域主権改革の成果を十二分に地域に活かしていくという観点から、政府に対し、下記の点について、早急に取り組むことを求めるものである。

記

１　第１次一括法分について

（政省令の早期提示等）

・施設・公物設置管理基準に関する条例制定の施行期日の多くは、一年間の経過措置が設けられているものの、各地域では原則である平成２４年４月１日施行を目指し、懸命に検討作業を進めなければならない。

・しかし、条例委任とされた基準の大部分は政省令を踏まえないと設定ができない構造になっている中、その政省令が現時点で示されておらず、各地域で実質的な検討が行えない状態になっている。このままでは、パブリックコメントなど住民

意見の募集、議会における審議、住民周知等の時間が十分にとれないことから、せっかくの法律の成果が施行期日に活かしきれないおそれが強い。

・こうした事態を改善するため、関係府省においては早急に政省令を制定するとともに、一部に提示されたものはあるが政省令案をまず地方に提示すること。

・また、各地域において有意義な議論が行われるように、政省令で定めた基準の算定根拠や考え方等について、詳細にその内容を示すこと。

（財政的関与の見直し）

・条例委任に関連する施設等については国庫補助等が措置される場合が多く、補助要綱等により実質的に地方が国の示す基準に縛られることになるため、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

２　第２次一括法案分について

（法案の早期成立）

・第２次一括法案については、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を内容とするものであり、現在国会に上程されているが、実質的な審議はこれからである。改革を着実に進めるため、早期に法案を成立させること。

・また、法案成立後は、条例制定に必要とされる政省令を早急に示すこと。

３　第３次見直し分について

（丸ごと勧告実施）

・第３次見直しについては、保健所長の資格要件など地方要望分のこれまでの残り５２条項、通知・届出・報告、公示・公告等、職員等の資格・定数等といった第２次勧告で取り上げられていた約 1,200 条項が見直し対象とされており、現在地域主権戦略会議において、具体的に構ずべき措置の方針として存置を許容する類型などの検討がなされ、また、内閣府と各府省において法案提出に向けた調整が進められていると聞いている。

・第３次見直しの対象の大半である通知・届出・報告、公示・公告等（約 1,100 条項）の見直しは、国・地方を通じた行政事務の効率化・経費の節減につながるものであり、存置を許容する類型への該当をいたずらに拡大させることがないようにするとともに、地方要望分５２条項等とあわせ、存置許容以外の条項は丸ごと勧告の趣旨を踏まえた見直しを実施すること。

４　今後の見直しについて

（積み残し項目の早急な見直し）

・これまでの見直しの積み残し分や現在まで手つかずになっている条項については、第１次一括法附則第４７条で、地方分権改革推進委員会の勧告に則した速やかな措置を講ずることとされたところである。地方の意見を踏まえ、工程を明らかにし、国と地方の協議の場の活用等地方との十分な協議の下、法定受託事務を含めて早急に見直しに取り組むこと。特に、地方要望分 104 条項において要望どおりの見直しが行われていない積み残し分は、地方がかねてから主張してきたように公立小中学校の学級編制、保育所や老人福祉施設の設置管理に関する基準など現場ニーズの強い項目であり、最優先で見直しに取り組むこと。また、協議、同意、許可・認可・承認の見直し等において、大臣協議の廃止を要望しているものが大臣の同意を要しない協議にとどまるなど、地方要望どおりの見直しが行われていないものについても、見直しを行うこと。

（従うべき基準の限定）

・「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従うべき基準」は、第３次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。また、第１次一括法附則第４６条の規定に基づき、現在「従うべき基準」とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止または「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、速やかに見直しを行うこと。

５　立法原則によるチェック、フォローアップの仕組みの設置等

・新たな義務付け・枠付けを必要最小限とするため、第３次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」による「チェックのための仕組み」を政府部内で確立すること。また、この仕組みとあわせ、第１次一括法分の見直し分のフォローアップや今後の見直しにおける地方との検討を行う仕組みを設けること。

・条例による法令の上書き権の検討や条例内容を政省令で拘束する「従うべき基準」のあり方の検討を含め、抜本的な条例制定権の拡大について積極的に推進していくこと。

６　最 後 に

政府は、昨年６月に閣議決定した地域主権戦略大綱において、地域主権改革を、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革

をめざすものであるとし、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくという理念を高らかに掲げた。東日本大震災の未曾有の被害に対して国・地方が総力を結集して復旧・復興へ取り組んでいくことが求められている中、政局に明け暮れるのではなく、いま一度、地域のことは地域に住む住民が決めるというこの原点に立ち返ることを強く求める。

地方においては、国から権限や財源だけを求めているのではなく、これまで以上に責任と自立性をもって自治を担う覚悟である。地域主権改革の成果を十二分に地域に活かしていくためにも、我々は全力をあげて取り組んでいく。

８　平成２４年度地域自主戦略交付金の制度設計に関する意見

①　地域自主戦略交付金（投資関係〔都道府県分〕）に係る平成２４年度制度改正要望について

②　投資補助金（市町村分）の一括交付金化について

③　経常補助金の一括交付金化について

④　平成２４年度の制度設計に向け明確化すべき事項について

①　地域自主戦略交付金（投資関係〔都道府県分〕）に係る平成２４年度制度改正要望について

総　額

○投資関係の地方向け国庫補助金の総額が約９％と大幅に削減され、そのうちの地域自主戦略交付金の総額が約６％と大幅に削減されたことから、各都道府県では継続事業の実施にすら支障を来しており、誠に遺憾である。このため、総額は、最低限、各都道府県の継続事業が円滑に実施できるよう、確実に確保すること

○東日本大震災に伴い特に必要となる事業は、一括交付金とは別枠で措置すること

【知事会のこれまでの主張】

・一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること（大原則〔H22.4.6〕）

↓

【今年度の結果】

・地方向け国庫補助金（投資関係）について、平成22年度における大幅削減（▲18.4%※）に引き続き、平成23年度も大幅に削減（▲9.3%）されたことは遺憾。※平成22年度においては、特に農業農村整備（地方向け補助金・直轄）が大幅に削減（▲63.1%）

・平成23年度の投資関係における直轄事業（▲3.5%程度）に比べ、地方向け国庫補助金（▲9.3%）の方がより削減されており遺憾。

・地域自主戦略交付金の対象となった９本の補助金等の総額は、前年度（2.54兆円）と比較し、5.5%削減の2.40兆円（さらに５％分の執行を留保）

・各都道府県の継続事業等見込み額を大きく下回っている状況

（参考：第１次配分では、各都道府県の継続事業等見込み額（5,158億円）に比べ、交付総額（3,954億円）は77%。）

事業範囲・交付要件

○地方自治体の自由度がより増加するよう、対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること（新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和）

○地域自主戦略交付金と社会資本整備総合交付金など既存交付金との関係を明確化すること（重複の回避、配分方法の整合性など）

○本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの（例：活動火山周辺地域防災営農対策事業など）、対策すべき地域に偏在性のあるもの（例：道路の液状化対策など）は一括交付金の対象とせず、別途財源措置すること

【知事会のこれまでの主張】

・地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金は対象とすること（緊急声明〔H23.1.18〕）

・全国知事会ＰＴにおける試算（平成23年度概算要求ベース）では、3.3兆円ある投資的補助金等のうち、概ね３兆円が一括交付金の対象

・補助金交付要綱の作成、補助率の適用、事業計画の策定と事前の提出など、さらなる国の関与が懸念されるため、最大限地方の自由裁量の拡大を図ること（緊急声明〔H23.1.18〕）

↓

【今年度の結果】

・今年度創設された地域自主戦略交付金は5,120億円のみ

・地域自主戦略交付金の対象となった補助金等は９本のみ

・交付対象要件は従前の補助金等と変わらず。

・社会資本整備総合交付金と地域自主戦略交付金（社会資本整備分）の対象事業に重複はないが、農山漁村地域整備交付金と地域自主戦略交付金（農山漁村地域整備分）の対象事業には重複がある。（農地整備事業、水利施設整備事業については、両交付金で事業実施が可能）

・地域自主戦略交付金の対象事業である農山漁村地域整備に関する事業内に活動火山周辺地域防災営農対策事業が含まれている。

配分・客観的指標

＜継続事業に配慮した（全体の９割）配分＞

〇客観的指標による配分を拡大していく方向にあると聞いているが、引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないように配慮すること

【知事会のこれまでの主張】

・一括交付金化の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方ニーズに配慮すること（大原則〔H22.4.6〕）

↓

【今年度の結果】

・各都道府県の継続事業に配慮した配分（９割）となっているところは評価するが、総額が削減されている状況は誠に遺憾

＜客観的指標（全体の１割）での配分＞

〇山間地域など条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域に対し、より一層配慮した客観的指標（財政力に応じた配分ウエイトを高めること、未改良道路延長を加える等の未整備状況へのさらなる配慮など）を検討すること

【知事会のこれまでの主張】

・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方ニーズに配慮すること（大原則〔H22.4.6〕）

・「恣意性のない客観的指標に基づく配分」を基本とし、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮すること（緊急声明〔H23.1.18〕）

↓

【今年度の結果】

・国の恣意性を排除した配分方法（客観的指標）を導入したことは評価

・社会資本整備の遅れた地域に配慮した指標（例：河川の要改修延長）を導入したことは評価するが、配分割合が少なく不十分。特に道路については、未改良道路延長など整備の遅れを示す指標を加えることを検討することが必要

手続き・運用面

○年度間流用を可能とすること（基金への積立等）

○各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること

○各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省の関与の排除や、各府省間の流用が随時可能となるなど）

○地方の自由度向上につながるよう補助金適正化法の対象外とすること

○事務手続き・提出書類を簡素化・共通化すること

○事業計画の提出にあたり、自治体における議論・検討に十分な時間を確保すること

○事業計画提出から交付決定までの時間を短縮すること

○地方の予算編成に支障を来さないよう、平成２４年度の制度概要を早急に示すこと

【知事会のこれまでの主張】

・一括交付金は、省庁縦割りの弊害を排除するため、国費を交付する政策目的に応じた分野の括り方を工夫すること（分野内の使途区分を設けないこと、分野間の流用も一定程度認めること）（大原則〔H22.4.6〕）
・一括交付金は補助金適正化法の対象外とすべき（緊急声明〔H23.1.18〕）
・執行残が生じた場合は、一括交付金の対象となる事業に充当できるようにすること（緊急声明〔H23.1.18〕）
・国によるチェックを、事前規制型ではなく、事後評価を重視したものにすること（大原則〔H22.4.6〕）
・地方が住民の声に基づき、自らの責任と創意工夫によって、効率的・効果的に事業を実施できるよう、手続きを簡略化するとともに、地方の事後チェックに委ねること（緊急声明〔H23.1.18〕）

↓

【今年度の結果】

・年度間流用は一部の事業に限定（社会資本整備・農山漁村地域整備・自然環境整備に関する事業のうち予算補助に限定、法律補助は流用不可）
・各府省をまたぐ事業間流用は年１回のみ可能
・地域自主戦略交付金は補助金適正化法の対象
・事業計画について、要記載内容が各事業によって統一されていない状態
・事業計画（内閣府）と交付申請（各省）の内容が一部重複

・第１次交付限度額の通知から事業計画の提出までの間が７営業日と非常に短期間（各都道府県における十分な検討時間が確保できない状態）、他方、事業計画の提出後、各省から各都道府県への交付可能額の通知まで約１ヶ月を要している状況

その他

○一括交付金は本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とすること

○制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること

○いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、広域的な視点で地域振興に責任を有する都道府県に交付するよう、一括交付金の対象に含めること

○投資や経常経費を対象とした国の経済対策により創設された各種基金（安心子ども基金等）について、必要なものは継続するとともに、一括交付金の対象とすることも検討すること

○東日本大震災による被災地域及び東京電力福島第１原子力発電所事故の警戒区域や計画的避難区域において事業実施ができない場合は、その事業の繰越を認めるとともに、平成２４年度の配分にあたっては、継続事業とみなすこと

【知事会のこれまでの主張】
・一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことになってはならないこと（大原則〔H22.4.6〕）
・一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること（大原則〔H22.4.6〕）
・空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること（知事会の考え方〔H22.6.4〕）

↓

【今年度の結果】
・税財源移譲と地域自主戦略交付金との関係が不明確
・空飛ぶ補助金の取扱いが不明確

②　投資補助金（市町村分）の一括交付金化について

〇市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
- ・事業計画の作成その他の事務を明確に区分すること
- ・協調補助の義務付けを行うような補助金を一括交付金に含めないこと
- ・都道府県と市町村が一体となって整備するための補助金は一括交付金に含めないこと

〇事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること
（提出書類（実施計画や交付申請書等）の簡素化を図るとともに、事業計画等の提出にあたっては都道府県を経由しないなど効率化を図ること）

〇市町村の継続事業、団体間・年度間の事業費の変動等へ配慮すること
（基金への積立等）

③　経常補助金の一括交付金化について

○全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと（対象事業の選定に当たっては、地方と十分協議すること）

○投資補助金と同様、必要な予算総額を確実に確保すること

○「子ども・子育て新システム」の中で検討されている、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、国や事業主等から拠出する新たな勘定を設け、ハード・ソフト・現金給付に使えるなど「現金給付は国、サービス給付は地方」という地域主権の原則に反することになり、他分野への波及も強く懸念される。したがって、この分野の包括交付金の創設などについては、「国と地方の協議の場」において十分議論し、成案を得ること

【知事会のこれまでの主張】
・地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと（大原則〔H22.4.6〕）
・子ども・子育て新システム検討会議で議論されている「子ども・子育て包括交付金（仮称）」は、この地域自主戦略交付金の例外扱いとなり、こうした交付金は創設すべきではない（地域自主戦略交付金（仮称）案に対する意見〔H22.11.26〕）

【参考】
一括交付金化が可能な経常補助金等の総額は約2,000億円～3,000億円と試算
（但し、平成22年７月時点で試算したもの。平成23年度に新規の交付金等が創設されているため、更なる精査が必要）

④　平成２４年度の制度設計に向け明確化すべき事項について

〇税財源移譲に向けたスケジュール

〇平成２４年度概算要求額の積算方法

〇継続事業の事業量等による配分と、客観的指標に基づく配分割合の今後の見通し

〇投資分野について、市町村分を含めて総額１兆円強とされているもののうち、都道府県と市町村の配分シェア

〇経常補助金の一括交付金化における市町村分の取扱い

９　国と地方の協議の場の活用について

法律に基づく国と地方の協議の場の活用について、以下のように決議する。

「国と地方の協議の場」は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方の協議を法的に位置づけるものであり、これからの政策立案のあり方を変える画期的な仕組みである。

事実、６月１３日に開催された第一回の国と地方の協議の場では、東日本大震災対策及び社会保障と税の一体改革という喫緊の課題について、政策に地方の意見を一定反映させた。

「国と地方の協議の場」の意義は、国民に開かれたプロセスを通して、現地現場の行政を預かる地方の視点を国の政策決定に反映させることで、国民にわかりやすい、効果的な行政を実現することにある。

この意義を踏まえ、今後においても、地方自治法の改正をはじめ、地方自治及び地域主権改革に関わる重要な政策事項について、法に基づく分科会の開催も含め、積極的に「国と地方の協議の場」を開催することを国に求めるとともに、地方は責任を持って、国民に開かれた政策決定プロセスを実現する。

１０　女性医師がいきいき仕事を続けるための提言

－仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために－

提言にあたって

－持続可能な社会の構築－

近年、経済が長期的に低迷するとともに、少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来、非正規雇用労働者の増加など、社会情勢が大きく変化している。将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある未来が期待できる社会を構築するためには、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の活用等が求められている。

これまでにない視点、発想を取り入れていく上で、特に女性がその能力を十分に発揮して社会に参画する機会が確保されることが重要である。社会のあらゆる場で、男女が共に持てる能力を十分に発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題の一つである。

－女性医師の継続就労支援の必要性－

我が国では、家事・育児・介護等の多くを女性が担い、仕事と家庭の両立が困難であることなどから、出産・育児期に6割もの女性が離職している。医師も例外ではなく、社団法人日本医師会（以下、「日本医師会」という。）の調査によると、女性医師が休職、離職を余儀なくされる理由として、出産は70．0％、育児は38．3％となっている。また、継続就労の阻害要因として、厳しい就労環境や社会・職場・家族等における意識の問題が挙げられている。

一方で昭和53年(1978年)には9．8％であった医師総数に占める女性医師の割合は、平成20年(2008年)には18．1％となり、今後も増加が見込まれる。

女性医師の専門性と能力、そして何より本人の意欲が社会的な要因により医療の現場で活かされない状況は、男女共同参画社会を実現する上でも医師不足の現状からも、早急に解決すべき重要な課題である。

－仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて－

全国知事会では、男女共同参画社会を推進する重要なテーマの一つとして、極めて過酷な勤務環境にある女性医師が就労を継続し、能力を発揮し続けることが可能な環境づくりを取り上げる。国、都道府県、医療関係団体、医療現場などが共に現状を「カエル（変える）」行動を起こすこと、意識を「カエル（変える）」ことが、男性も含めた医療現場の環境改善につながる。「女性医師」を突破口に全ての職種への仕事と生活の調和の促進を図り、ひいてはだれもが生き生きと輝いて暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すものである。

今回の提言は、全都道府県へのアンケート、国、医療関係団体、病院、女性医師等との意見交換・ヒアリング・アンケート等（以下、「ヒアリング」という。）を実施し、国に対する提言の他、関係諸団体との連携、都道府県等自身の取組なども盛り込んだ多方面にわたる方策をまとめた。女性医師を取り巻く諸課題を「誰かに」まかせるのではなく、「みんなで」連携して解決することを提言する。

【提言項目】

Ⅰ．病院勤務医の過重労働対策

１．医師の絶対数の増加および地域・診療科における偏在の解消

２．病院勤務医の総労働時間の削減に向けての取組

Ⅱ．勤務体制・環境の改善

１．多様な勤務体制の構築および導入支援

２．育児・介護支援の充実

３．医療現場における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取組促進

Ⅲ．意思決定過程への女性の参画の拡大

１．医療関係団体等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

２．キャリアの形成等支援の充実

Ⅳ．意識の改革

１．固定的性別役割分担意識の解消を図るための男女共同参画教育およびキャリア教育等の充実

２．意識改革に向けた効果的・戦略的な普及啓発の実施

Ⅴ．連携協働によるトータルサポート支援

１．勤務医支援等を協議する場の設置

２．医師の継続就労支援総合窓口および総合サイトの設置

Ⅰ．病院勤務医の過重労働対策

病院勤務医師の絶対数の不足、地域や診療科における医師の偏在、勤務医師が行う事務処理の増加等により、勤務医の過重労働、精神的ストレスは深刻である。

１．医師の絶対数の増加および地域・診療科における偏在の解消

病院勤務医の過重労働の改善に向けた諸施策の多くが医師の絶対数の増加と適正配置なくしては成立しない。

（１）医師の労働状況および必要医師数の適切な把握

【現状】

医師の絶対数の増加と適正配置のためには、各地域・診療科で必要となる医師数の把握が必要である。

しかし、現在実施されている調査は、実際の医師数と病院が必要と考える医師数の把握が中心になっている。医師の過重労働を改善するためには、現在の調査とあわせて地域、診療科毎の患者の受療動向や将来推計、医師の勤務実態を踏まえた調査・分析が必要である。

【取組】

国は、現在実施されている調査とあわせて医師の勤務実態についても、調査を行い、各地域の受療動向とその将来推計を踏まえた各地域・診療科で必要と考えられる医師の需給分析を行うこと。

① 医師数については、「医師・歯科医師・薬剤師調査」により、各地域別・診療科別医師数など基礎的な資料を引き続き収集すること。

② 医師の勤務実態について、地域別・診療科別に調査し、過重労働を解消するのに必要な医師数を分析すること。追加項目例として、「週間（月間）の労働時間」「宿直明けの勤務状況」「休日の取得状況」「疲労感」等があげられる。

③ 患者動向については「患者調査」や「受療行動調査」などにより、各地域別・診療科別に引き続き基礎的な資料を収集すること。

④ 各地域の人口年齢構成や患者の受療動向の資料をもとに、各地域・診療科で将来必要とされる医師数を分析し、公開すること。

（２）医師の計画的な増員と医師の地域・診療科における適正配置

【現状】

医師養成数は平成20年度から増員が続いているが、医師の不足数に基づいて

医師養成の目標が定められてはいない。調査・分析に基づく必要医師数をもとに目標値を設定する必要がある。あわせて医師の地域・診療科の偏在を解消するための目標値が必要である。

また、医師の地域的偏在、診療科による偏在は、長い間、問題となっているが、解決のめどが立っていないため、医師の地域・診療科の偏在を解消する中長期的な取組が求められている。

【取組】

国は、

① 診療科別、地域別の医師数や患者動向の調査分析をもとに、今後必要となる医師数を満たすための中長期的な視点に立った医師養成の計画および工程を定め、計画的に実施すること。

② 各地域･各診療科への医師の適正配置を可能とする制度の検討を行うこと。

都道府県は、医師の適正配置を実現するために、医療計画の改定にあたっては地域ごとの医療需要を勘案し、医療資源の有効利用について対策を講じる。

日本医師会、都道府県医師会、地域医師会、病院関係諸団体、病院、大学医学部等（以下「医療関係団体等」という。）は、医師養成と地域・診療科への適正配置の計画作り、制度作りにおいて、国へ助言等の協力をされたい。

２．病院勤務医の総労働時間の削減に向けての取組

病院勤務医の過重労働の状況を改善するためには、医師数の増加とともに、病院勤務医が行う業務について見直していく必要がある。また、現在行われている医学部入学定員の増加により医師が増加するまでには、その養成に10年近い年数がかかるため、その間も病院勤務医が安心して働き続けることができるよう、勤務環境の改善を進められなければならない。

【現状】

医師の大幅な増員がすぐに望めない現状では、地域の診療所の医師や病院の他の医療従事者の応援により、病院勤務医の業務の見直しを行う必要がある。これについて、既に各地で多くの取組が進められ、効果を上げたものもある。全国的に病院勤務医の業務が大幅に改善されるよう一層の推進を図る必要がある。

【取組】

国は、病院勤務医の業務量を減らすために次のことを行うこと。

① 診療所医師との役割分担による病院勤務医の業務量の削減について研

究を行い、病院現場での実施に支援を行うこと。

② 病院内での他の医療専門職や事務職との役割分担が一層進むよう検討をさらに推進し、病院現場での実施に支援を行うこと。

③ 病院勤務医の業務量を減らす先進事例等、収集した情報を都道府県、医療関係団体等に提供する。

④ 病院勤務医の総労働時間の削減に向けての具体的行動計画や指針の策定を行うこと。

都道府県は、病院勤務医の業務量を減らすために次のことを行う。

① 病院と診療所の連携の推進や病院内の役割分担の先進事例等の情報収集を行い、国に報告する。

② 都道府県内の医療関係団体とともに情報交換の場を設け、地域および病院内での先進事例等の情報を提供する。

医療関係団体等は、地域での協力関係についての情報交換や協議の場を持ち、連携して地域の医療需要への効率的な医療の供給に努められたい。

また、病院勤務医の業務量を減らすための改善策を検討されたい。

Ⅱ．勤務体制・環境の改善

女性医師は、過酷な勤務の状況により、仕事と育児・介護等との両立が困難なことから、離職等を余儀なくされていることが少なくない。また、当直や休日の呼び出し対応がない非常勤や診療科への変更などを選択する傾向が見られる。

人生の段階に応じた多様な働き方を選択することができる雇用環境の整備を進めると共に、仕事と子育てや介護等の両立ができるよう、職場環境の整備と社会的支援の充実を図る必要がある。

１．多様な勤務体制の構築および導入支援

（１）勤務医の多様な勤務形態が可能となるような制度研究の推進

【現状】

我が国では、家事・育児・介護等の多くを女性が担い、仕事と家庭の両立が困難である。特に医師は、専門性が高く、技術進歩が速いため、離職後復帰することが困難な分野であることから、就労を継続できるライフステージに応じた働き方ができる多様な勤務体制の構築、導入が必要である。

【取組】

国は、

① 医師確保対策や女性医師の就労および復帰支援対策として設けられている現行の各種補助事業について、利用が少ない状況にあることを踏まえ、引き続き、活用状況を地方、病院、医師の声により検証すること。また、支援については地域の裁量で事業が実施できるよう対象事業の要件を緩和すること。

② 短時間正規雇用など勤務医の多様な働き方が可能となるよう、複数主治医制やチーム医療など従来の勤務形態や制度を根本的に見直した制度導入に向けての検討・研究を一層推進すること。

都道府県は、地域の実情を把握し、ニーズにあった支援事業を展開すること。

都道府県および医療関係団体等は、モデル事例の情報収集を行い、国へ報告するとともに、関係団体間で情報を共有する。

（２）勤務医の多様な勤務体制導入による経営への影響研究の推進

【現状】

勤務医の多様な勤務体制を導入するに際して、病院経営者が判断の拠り所となる経営資料がない。多様な勤務体制導入を推進するためには、病院経営者に、

わかりやすい先進事例と、導入による費用対効果についての経営的な実証データが必要である。しかし、現在の繁忙な病院業務の間にこのようなデータを病院側で収集、分析することはコスト面から困難であり、また、他病院が活用できる一般化された分析資料とするためには専門的知見が必要である。

【取組】

国は、病院経営者が短時間正規雇用やワークシェアリングなど多様な勤務体制を導入するために次のことを行うこと。

① 多様な勤務体制の導入の際の判断資料となるよう、これらの導入による病院経営への影響について調査するため、全国的にモデル病院を選定し、モデル事業を行うこと。

② モデル病院に経営・労務分野の専門家を中心としたチームを一定期間派遣し、経営・労務データの収集・調査・分析を行うこと。

都道府県は、モデル病院の選定に協力するとともに、関係諸団体との調整を行う。

医療関係団体等は、モデル病院での試行が円滑に進むよう支援に努められたい。

（３）勤務医の負担軽減・処遇改善のための取組

【現状】

現在、多くの病院において勤務医の負担軽減・処遇改善のための取組が行われ、国、都道府県は補助事業等で支援している。また、病院が行う勤務医の負担軽減・処遇改善に資する体制の整備について、入院基本料等加算として診療報酬で一定の評価がなされている。

しかし、病院勤務医の負担軽減が十分に進んでいない現状においては一層の推進が必要である。

【取組】

国は、負担軽減・処遇改善の諸施策の導入については医療に必要な費用として、診療報酬での評価を更に推進すること。

都道府県は、モデル事例の情報収集を行い、その情報を各医療機関へ提供するとともに、引き続き各医療機関の取組への支援を行う。

病院は、勤務医の負担軽減や処遇改善を実施されたい。

例：医師事務作業補助者の導入、女性用宿直室・授乳室の整備

医療関係団体は、病院の取組への支援に努められたい。

２．育児・介護支援の充実

【現状】

日本医師会の調査では、病児保育の充実を必要とした女性医師は61．5％、学童保育の充実は44．6％である。知事会ヒアリングの結果では、継続就労のためには育児支援の要望が最も多い。出産・未就学児への支援が進みつつあるが、待機児童がなお多い状況にあり、個々のニーズにあった保育サービスの提供が未だ十分ではない等課題も多い。さらに、少子高齢化や核家族化が進むなか、小学校就学時いわゆる「小１の壁[*1]」と言われる時期や親の介護が必要な時期への支援の強化が必要である。

また、ヒアリングの結果、医師不足が現実の課題としてある中で、休業等の制度があっても、同僚医師等への気兼ねから取得しづらいという声も多い。

【取組】

国は、

① 医師は、患者や手術等のために急に休めず、突発的な残業も多い状況にあり、多様な保育・介護サービスを必要としている。仕事と子育てを両立し、かつ、本人が希望する診療科・勤務形態で仕事が続けられるよう、保育所待機児童を早急に解消するための保育所整備、院内保育所の整備、家庭的保育事業や病児・病後児保育、一時預かり、放課後児童クラブ（学童保育）等の地域の実情に応じた充実を図ること。

② 地方公共団体が、自らの責任と創意工夫で多様な保育サービスを提供できる仕組みを構築するとともに、これに必要かつ十分な財源を税源移譲等により措置すること。

③ 現在、「子ども・子育て新システム」が検討されているが、医療現場や女性医師のニーズにも対応できる制度を構築すること。とりわけニーズが高い、個々の事情に対応できる多様な保育サービスや放課後児童クラブに関する給付について、十分な財源を措置すること。

[*1]子どもを保育所に預けて働くことができた保護者が、子どもが小学校に通い始めるのをきっかけに、それまでの勤めを辞めたり、勤務形態を変更したりしなければならない事態となること。

④　育児・介護サービスの活動を行っているＮＰＯ、民間ベビーシッター等の情報を病院や医師に提供するほか、サービス利用等にあたっての経済的負担軽減措置を図ること。

例：

・　病院がベビーシッター会社等と契約し、実際に女性医師がそのサービスを利用した場合の助成

・　医師が民間のホームヘルパーを利用し、その利用料を病院が補助した場合の助成

⑤　シンガポールの育児を手伝う祖父母を奨励する政策など海外等で効果のあった取組を検証し、新たな育児支援施策を検討すること。

例：就労継続を支援する祖父母への近居制度（手当、優遇措置等）

⑥　介護保険サービスの充実は、介護家族の負担軽減を図り、両立支援に欠かせないものであることから、介護サービス提供基盤の整備に要する地方の財政基盤や、住民の保険料負担を考慮した運営ができる介護保険制度の確立を図ること。

都道府県は、

①　多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、利用者のニーズにあった子育て支援を市町村が確実に展開できるよう、人材確保や育成など、市町村のサービスを拡充するための支援を行う。

②　市町村の育児・介護の情報を収集し、必要とする人に着実に届けられるよう情報窓口のワンストップ化を進める。

③　市町村が介護保険制度を円滑に運営できるよう、今後も増大する介護ニーズに応える基盤整備を図るとともに、サービスを担う介護人材の確保・定着、利用者のニーズにあった質の高いサービスを提供できる人材の育成を行う。

医療関係団体等は、

①　必要とする職員に有機的かつ一元的に情報が提供されるよう努められたい。

②　育児・介護費用等補助支援（ベビーシッター、ホームヘルパー等）の利用にかかる補助については、既に財団法人21世紀職業財団（H23.9～労働局予定）が実施している。これらの支援事業を医師が必要な時に活用できるよう、情報等を提供されたい。

③　育児・介護休業等の制度および各種サービスが取得しやすい職場環境となるよう、努められたい。

例：休業等を取得した医師のフォローを行うことが可能な人員配置

や手当等の支給

④　国や都道府県の補助事業等を活用し、環境整備を図られたい。

３．医療現場における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取組促進

【現状】

平成22年6月、新たな「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

しかし、医療現場は、勤務医不足の中、残業・当直なども加わり過重労働にあり、育児休業だけでなく産前・産後休業すら取得困難なケースもあることから、離職する女性医師が多い。また、日本医師会調査によると、女性医師の7割が配偶者も医師とされているが、配偶者も厳しい勤務環境等にあることが多く、積極的な家事・育児参画が望めず、女性医師に負担がかかっている状況にあると言える。さらに、医療技術の進歩が早く、一旦現場を離れると復職にかなりの努力が必要であることや、過酷な勤務と家事・育児・介護等の両立が困難なことから、本人の希望に沿った人生の選択ができない状況にある。医療現場においては、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進と、理解の深化が必要である。

仕事と生活の調和の取組は、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現に資するものであるという認識のもとに、国、都道府県、医療関係団体等が力を合わせて、取組を推進する必要がある。

【取組】

国は、

①　仕事と生活の調和の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、目指すべき社会を明確にし、国民運動を通じた気運の醸成を図ること。

②　憲章および行動指針に掲げられた取組や数値目標等が、医療現場においても実効あるものとなるよう、環境整備や人員体制への支援を早急に実施すること。

③　我が国は諸外国に比べて男性の家事・育児に費やす時間が少ない実態がみられ、働く男女が共に、仕事と家庭・地域生活とのバランスのとれたゆとりある生活ができるよう、社会全体で働き方の見直しや意識変革を進める取組を実施すること。

④　仕事と生活の調和を促進するためには、中長期的な視点による取組が

必要であり、継続した支援を行うこと。

都道府県は、

① 創意工夫のもとに、地域の実情に応じた施策の展開を実施する。

② 関係部局（男女共同参画、子育て支援、労働政策、教育）や地域団体等と連携し、仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む。

③ 女性医師の継続就労、復帰支援等に向けた事業を充実するとともに、男性医師の家事・育児・介護等への関わりを支援・促進する。

医療関係団体等は、

① 職場の意識や風土改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組まれたい。特に、病院長をはじめ管理的立場にある者が、リーダーシップを発揮されたい。

② 労使の話し合いの機会を整備し、仕事と生活の調和の実現に向けた目標を定めて、計画的に取り組み、成果の共有、点検等を実施するなど、着実な実行を図られたい。

③ 平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行されたが、改正内容について、対象者だけでなく勤務する者に内容等を周知徹底されたい。その他、短時間正規雇用など、個人の置かれた状況に応じた多様な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進められたい。

④ 男性医師の家事・子育て・介護等への関わりを支援・促進するため、男性の育児・介護休業等の取得促進に向けた環境整備に努められたい。

Ⅲ．意思決定過程への女性の参画の拡大

医師総数に占める女性医師の割合が18%を超え、年々増加しているにもかかわらず、医療機関や関係団体等において、女性医師が指導的地位に就き意思決定過程へ参画している割合は極めて低い状況（日本医師会:3．3%　都道府県医師会:4．6%）にある。女性医師が働きやすい環境整備を進める上からも、女性医師の意見が医療界における様々な場で反映されるよう、意思決定過程への女性医師の参画拡大を進める必要がある。

１．医療関係団体等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

【現状】

管理職等指導的立場にある女性医師の割合が少ないことから、学会や病院経営等の方針決定に女性の意見が反映されない状況がある。そのことが、環境整備が進まない要因の一つになっており、参画促進のための積極的な改善措置への支援が必要である。

【取組】

国は、2020年までに社会のあらゆる分野で指導的地位に女性の占める割合を30%とする目標を掲げているところであり、医療界においても、具体的な計画や目標値を定め実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）[*2]を講じること。

例：

- 国の関与する各種医療関係審議会におけるクオータ制[*3]の導入
- 医療関係団体等におけるポジティブ・アクションが促進するよう、ベンチマークや指針の作成・提供
- 管理職への登用にかかる数値目標等設定（ゴール・アンド・タイムテーブル方式）[*4]等の導入支援やその評価の実施

都道府県は、設置する医療関係審議会等への女性医師の参画拡大を図るとともに、地域における医療関係団体、病院等に対し女性医師の参画の必要性の浸透を図り、管理職等への登用についての働きかけを行う。

[*2]様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し､活動に参画する機会を積極的に提供するものであり､個々の状況に応じて実施していくもの。

[*3]積極的に性差別をなくすために、暫定的にとられる制度。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で「割り当て制」といい、国会議員など政治家や国の審議会、公的機関の議員・委員の人数枠を、制度として割り当てることで、男女の比率に偏りが無いようにすること。

[*4]積極的改善措置の手法の一つであり、数値などの達成すべき目標と達成までの期限を明らかにし、計画的に取り組む方式のこと。

医療関係団体等は、

① 多様な勤務体制の導入等女性医師のキャリア継続・キャリアアップに配慮し、管理職等への登用に積極的に取り組まれたい。

② 男女共同参画社会の実現に向けて、男女を問わず、誰もがその能力を発揮し、生き生きとした人生を過ごせるよう、組織的に男女共同参画を推進されたい。

２．キャリアの形成等支援の充実

【現状】

女性医師は、出産・子育て期に離職、勤務形態の変更および診療科の変更をしている場合が多く、継続的なキャリア形成が行えない状況にある。このことが、女性医師の管理職等への登用や意思決定過程への参画が進まない要因の一つになっており、女性医師のキャリア形成への支援・配慮が必要である。

【取組】

国は、

① 女性医師が子育て期においても継続的にキャリアを積み、専門医、管理職としてキャリアアップができるよう継続的かつトータルな支援に積極的に取り組むこと。（イメージ：表－１）

② 女性医師が、キャリア形成を支援するために必要な研修機会を提供すること。また、国の補助を活用して実施された有効な事業は、評価等を行った上で、普及を図るとともに必要な財源を継続的に確保すること。

例：東京女子医科大学が実施する「ｅ－ラーニング」学習システム等

③ 女性医師がモチベーションを高く保ち、就労を継続していく上で目標となるロールモデルを発掘し、多様な働き方やキャリア形成に応じた活動事例を提供すること。既に国の補助を活用して実施された有効な調査研究事業は、評価等を行った上で普及を図るとともに情報の更新等に必要な財源を確保すること。

例：平成20年度　厚生労働科学研究費補助金［（病院勤務医等の勤務環境改善に関する研究）の分担研究「女性医師就労支援事例の収集・検討」分担研究者　安達知子］等

④ 女子医学生に対し多様な女性医師像を提示し、キャリアデザインを考え、女性医師の生き方、医療における女性医師の役割などを展望できるようなキャリア教育を教育課程に位置付けること。

都道府県は、医療関係団体等と連携して、地域における女性医師のネットワークの形成に努め、ロールモデルとなる女性医師との交流の場づくりを進める。

例：日本医師会「女子医学生、研修医等をサポートするための会」等

医療関係団体等は、

① 女性医師が、専門医・認定医の取得および更新を行うにあたり、妊娠・出産・育児および介護による休職等への配慮を行い、キャリア継続およびキャリアアップのための支援を行われたい。特に病院は、女性医師にとって、休職等によるキャリア形成に不利益が生じないよう、取り組まれたい。

例：取得・更新資格年限の延長

専門研修の継続を考慮した復職支援体制

採用時・採用後のキャリア形成に係る面接の実施

② 各種研修機会の拡大と参加促進を図るとともに、研修時は、開催時間への配慮や託児室の設置など、育児中の医師が参加しやすい内容とされたい。

③ 相談できるシステム（メンター制度、アドバイザー制度）を導入するなど、女性医師が就業を継続でき、キャリア形成や能力が発揮できる体制づくりに取り組まれたい。特に病院は、支援制度等に精通している職員を配置するなど「顔の見える身近な関係」で、きめ細かなサポート(メンタルケアも含む)を行えるよう、体制づくりに取り組まれたい。

【表－１】

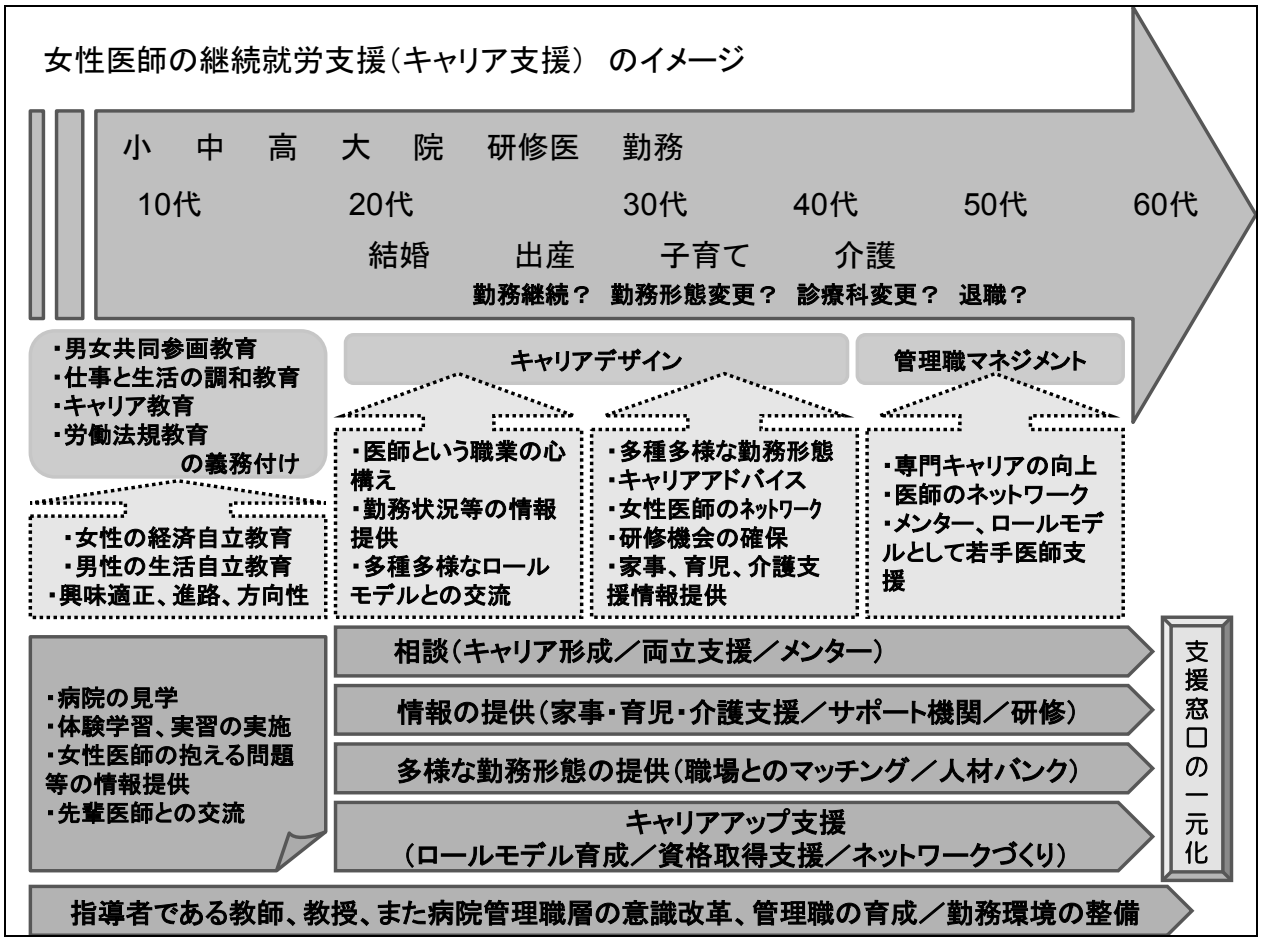

Ⅳ．意識の改革

女性医師が仕事と子育て等を両立させ、継続就労が可能な環境が当たり前のこととして整備されるためには、女性医師を取り巻く全ての人、社会全体の意識改革が必要である。特に、医療現場で女性医師が働きやすい環境整備を進めるためには、権限を有する病院長をはじめ管理職の意識改革が重要である。

１．固定的性別役割分担意識の解消を図るための男女共同参画教育およびキャリア教育等の充実

【現状】

我が国の社会に根強く残る固定的性別役割分担意識が、女性に家事の大半を担わせ、子育て期に仕事と家庭の二者択一を迫られた女性の多くが一旦離職するという構造を生み出している。このことは、女性医師も例外ではなく、女性医師の継続就労を可能とするためには、男女共同参画意識が医療界においても浸透し、上司・同僚・配偶者が、女性医師の置かれている立場や働きやすい勤務環境の整備の必要性を理解しサポートしていくことが必要である。

【取組】

国は、

① 男女共同参画社会基本法の施行後、２次にわたる計画に基づく取組が十分に進まなかった原因を把握し、その反省の上にたって「第３次男女共同参画基本計画」が策定されている。この計画が計画に終わることなく、実行に移す責務があるという認識で着実に取り組むこと。

② 第３次男女共同参画基本計画の着実な推進を図るために、政府のあらゆる政策に男女共同参画の視点が反映されるよう、省庁連携のもと、総合的な推進を図ること。

③ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画意識や仕事と生活の調和および自立意識の醸成のために、子どもの発達段階に応じた学習が重要であることから、教育課程への位置付けを明確にし、良質な学習のための教材を作成すること。

④ 子どもたちが、社会の変化に対応し、主体的に進路を選択・決定できる能力や勤労観・職業観を身につけ、自立した社会の担い手として育つよう、男女共にキャリア教育の充実を図ること。

⑤ 教育に携わる者が、男女共同参画や仕事と生活の調和の理念を正しく理解し、その取組の促進ができるよう、研修の充実を図ること。

⑥ 国内外の情報や統計、先進的好事例等を広く提供すること。

⑦　病院、大学評価等の評価基準に男女共同参画推進状況項目を設定し、インセンティブ付与等を実施すること。

例：女性医師に優しい病院の認証

都道府県は、

①　男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域社会、職場における男女共同参画の取組が加速するよう、戦略的な啓発・広報を進める。

②　男性の家事・育児・介護への参画や自立した生活に結びつく事業、女性の継続就労の意義等を伝える事業を実施する。

③　子どもたちが、就業の重要性を認識し、幅広い職業選択や仕事のやり甲斐および意義を学ぶ機会を持ち、主体的に進路を選択できる力を身につけるよう、キャリア教育・体験活動を充実する。

④　医療関係団体等と連携して、圏域の病院長・病院管理者に対する研修等を実施し、医療現場における男女共同参画や仕事と生活の調和の理解の浸透を図る。

医療関係団体等は、

病院長をはじめ管理職が、男女共同参画や仕事と生活の調和の必要性についての理解を深め、女性医師の継続就労とキャリア形成が可能な経営に努められたい。そのために、男性医師、女性医師を含む全ての医療従事者へ実効ある取組を示し、意識改革を図られたい。

２．意識改革に向けた効果的・戦略的な普及啓発の実施

【現状】

女性医師の働きやすい環境が整備されるためには、勤務医の過重労働の実態等を国民が認識し、医師の勤務環境改善を進める必要性や患者側の受診行動が医師の負担軽減につながることなどについて、社会全体の理解の浸透と意識改革が必要である。

【取組】

国、都道府県、医療関係団体等は、

患者側の理解（安易な救急医療の受診を控えることや主治医にこだわらない受診態度、かかりつけ医を持つことなど）で勤務医の負担軽減が進んでいくこと、医療は無尽蔵に消費できるサービスでなく、限りある公共財であること、また、医師の働きやすい環境をつくることが質の高い医療につながることなど、正しい情報が国民全体に届くよう、あらゆるメディアを活用して広報啓発を行うこと。

特に、国は、

① 地方メディアを媒体とする啓発事業では、発信力が限定的であることから、国民に説得力のある手段で働きかけるとともに、全国メディアを活用し、戦略的に啓発を実施すること。

② マスメディアの発信する情報は、国民の意識の醸成等に大きな影響をもたらすことから、多方面からの正確な情報が発信されるよう、メディアへの働きかけを強化すること。

Ⅴ．連携協働によるトータルサポート支援

女性医師の継続就労は、医師不足解消の視点からも対策が必要であり、国をはじめ各方面から調査、検討が実施されてきたが、調査結果などの情報が共有されておらず、十分な成果につながっていない。国をはじめ各団体が連携し、より強力に効果的な政策を打ち出し、女性医師を支援していく必要がある。

１．勤務医支援等を協議する場の設置

【現状】

都道府県においては、就業斡旋・相談をはじめとする女性医師への支援の充実に向けた取組を実施しているが、その効果が十分現れていない現状にある。医師の絶対数が不足している中、都道府県内だけでの取組には限界がある。限られた財源の中で、より効果的な取組が望まれている。

【取組】

国は、医療の質や安全を視野に入れながら、我が国の女性医師、病院勤務医支援について総合的な施策展開を図り、医師が継続就労できる環境整備のための取組や制度を協議、推進する組織として、国、都道府県、医療関係団体、大学等による協議会を設置すること。

２．医師の継続就労支援総合窓口および総合サイトの設置

【現状】

女性医師に対し、育児支援等の仕事と子育て両立支援サービス、研修・講習会の案内、調査研究報告内容等、女性医師が必要とする情報が多様な媒体と機関から提供されるようになってきた。しかし、出産、育児、介護等による離職期間中には、職場と疎遠になり、情報が途絶えることが多い。また、提供側としても、一旦離職した人に情報を届ける手段が少なく、必要とする人に必要な情報が届いていない状況にある。また、両立しながら働いている医師から、キャリア形成支援や保育・介護支援情報等の相談や情報収集手段の充実を希望する声が多く聞かれる。

【取組】

国は、

① 都道府県が設ける（仮称）医師継続就労支援総合窓口を「(愛称)ステイゴールドセンター」(次ページ都道府県の取組①参照)など全国的に組織名を統一し、ネットワークを構築すること。関係主体の連携により、情報の一元化やワンストップ化を図り、医師の生涯を通じた就労支援のトータル窓口として管理・運営すること。

② 情報等をデータベース化し、インターネット等を通じて提供するための環境整備を行い、周知にあたっては、医師免許取得時や各種調査、あらゆる研修の機会等を利用し、一層の情報提供に努めること。

③ 都道府県の取組（次項参照）に必要な財源を措置すること。

都道府県は、

① 都道府県内の病院、大学医学部、医師会等医療関係団体に呼びかけて、病院勤務医支援のための協議の場を設ける。

また、既に設置されている都道府県にあっては、その活動内容の充実とともに他の都道府県に先進事例を紹介するなど支援を行う。

② 前項の医療関係団体等との連携のもとに、医師のキャリアアップのための研修、保育・介護制度紹介、就労支援等を総合的に行う「（仮称）医師継続就労支援総合窓口」を都道府県内に設ける。

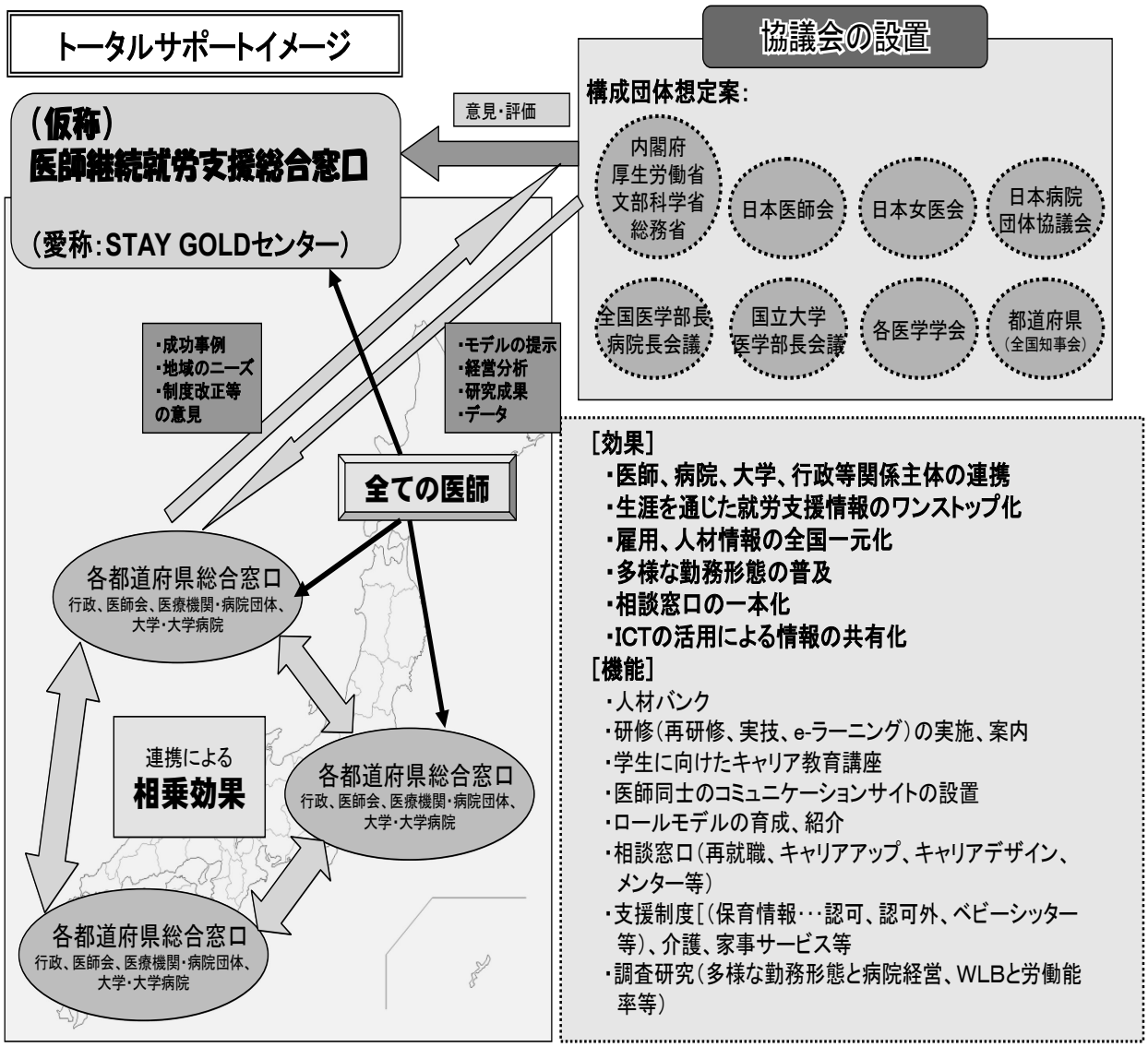

≪政策要望≫

【 地方行財政関係 】

１　地方財政について

「強い社会保障」の実現など国民の生活を守り、経済の活性化を図っていくためには、これを支える地方の財政基盤の強化が不可欠である。よって、次の事項を要望する。

（１）国が経済対策等により創設した交付金や交付金を原資とする基金事業については、実施主体となった地方の意見も踏まえて、下記のとおり見直すこと。

①子宮頸がん等ワクチン接種、妊婦健診の無料化や介護職員の処遇改善など、基金事業として実施しているものの中には、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものがある。これらの事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、明確な財源措置を講じること。

②基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長するとともに、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと

（２）地方負担が生じる国の施策の制度化に当たっては、法制化された「国と地方の協議の場」等において地方と十分協議を行い、確実に財源措置を講じた上で実施すること。

（３）地方債について、長期低利の良質な資金を安定的に確保すること。

（４）直轄事業負担金制度について、平成２５年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成するともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。

２　地方公務員の労使関係制度について

地方公務員の労使関係制度の検討に当たっては、次の事項に留意するとともに、個々具体の課題・論点について「たたき台」を示した上で、「国と地方の協議の場」等において、当事者である地方側と十分な協議を行うよう要望する。

（１）現行の労使関係制度の問題点や、それを踏まえた新たな制度の必要性など、制度改革の理念を明らかにするとともに、新たな労使関係制度を設けた場合の社会的便益と費用を明確かつ具体的に示すこと

（２）国家公務員の制度を引き写すのではなく、二元代表制、地方公共団体の規模や任命権者の多様性など、地方自治制度の特性を踏まえた検討を行うこと。

（３）とりわけ、議会の関与や給与の参考指標、地方における人事行政関係機関などの在り方に関わる事項等については、国と地方の違いに最大限配意し、次の方向で検討すること。

① 団体協約の締結に伴い、地方公共団体の長が議会へ提出した勤務条件を定める条例案が否決された場合の措置を明らかにすること。

② 民間の給与等の実態を調査・把握する主体を中立的な第三者とすることで、調査の客観性を確保すること。また、小規模な地方公共団体にも配慮した上で、調査方法等の具体的な内容を示すこと。

③ 人事行政関係機関の在り方については、採用試験・選考の実施や不利益処分に対する不服申立ての審査など公平・公正な人事行政機能の確保や、都道府県労働委員会の組織体制などにも十分配慮した上で、地方公共団体の自主組織権を尊重したものとすること。

（４）住民への説明責任を果たすためにも、勤務条件を決定する手続の透明性を確保すること。

３　社会保障・税に関わる番号制度について

（１）番号制度には、常にプライバシー保護の観点から問題点が指摘されており、国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として導入するためには、まずは、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、その結果に基づいた個人情報保護方策を示し、確立すること。

（２）行政運営の効率化など、行政サイドからの必要性だけでなく、利便性の向上や社会保障・税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを、番号制度導入後の社会保障・税制度の全体像とともに分かりやすく示し、国民的な議論を喚起すること。

（３）社会保障・税番号大綱では、番号を利用できる分野を、年金等、医療、介護保険、福祉、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野としているが、これらの分野は、住民に身近な地方公共団体が直接担い、あるいは、地方公共団体の事務と密接に関連するものであり、番号制度の制度設計に当たっては、実務を担う地方の意見を十分に反映すること。

　そのため、国と地方公共団体等が相互に調整し、議論・検討する場を早急に設置し、実効ある協議を進めること。

（４）番号制度の導入及び運営に係る経費は国が負担することを基本とし、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存

のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図ることで、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

また、番号制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じること。

（５）番号制度の全体像を明らかにするためにも、地方が社会保障や税の分野で多くの実務を担い、情報を保有している実態を踏まえた上で、情報連携基盤等の運営機関など、番号制度を担う機関の制度設計を早急に示すこと。

また、番号を生成する機関及び公的個人認証サービスの認証局の事務を担う機関として地方共同法人を設立する場合には、地方側の了解を前提とし、運営方法や設立に係る費用負担、運営収支などについて基本的な枠組みを示した上で、地方側と十分に協議を行うこと。その際には、現在の公的個人認証サービスの運営において、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が生じている現状を踏まえること。

４　新たな地方公会計制度における会計基準の整備について

今後の地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を積極的に進める必要がある。

その際には、行政の特質を考慮した上で、分かりやすく、自治体間や民間の類似事業との比較も容易な財務諸表が作成できる全国標準的な会計基準を早期に整備すること。

今後の全国標準的な会計基準の検討に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえるとともに、地方自治体を幅広く参画させるなどその意見を最大限反映させること。

また、地方自治法における決算審議をより一層充実させるため、独自の財務諸表を活用できるよう、地方自治法など関係法令により定められている決算調書の様式緩和をはじめとする環境整備をはかること。

５　道州制に関する基本的考え方について

「道州制」を検討する場合は、真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要があることを踏まえ、以下の基本原

則を前提とすること。

（１）道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
（２）道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする
（３）国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
（４）役割分担の明確化に当たっては、事務の管理執行を担っている「地方支分部局」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央省庁」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
（５）内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない
（６）道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任の下で政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
（７）道州の区域については、国と地方双方の在り方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定しなければならない

また、検討を進めるに当たっては、国民的な幅広い議論が行われるように努めるとともに、国と地方自治体が一体となった検討機関を設けること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方が提案している国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源の移譲、法令による義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化等の改革を更に一体的に進めること。

【農林・商工関係】

１　農業の振興について

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた担い手の育成・確保及び農村の振興を図ること。

また、その推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮すること。

特に、以下の事項に関しては、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じるよう要望する。

（１）農業者戸別所得補償制度については、現在実施している対策の検証を十分行うとともに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに資する制度とすること。

また、農業経営の安定に資するため、品目の拡大等に当たっては、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

さらに、非主食用米等の生産をより一層誘導する仕組みとすること。

（２）農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応する以下の制度や取組の改善・支援を実施すること。

・農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及
・食育及び地産地消運動
・有機農業等環境保全型農業の技術開発
・輸入食品の検疫体制
・加工食品の原料原産地表示

（３）農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた品種・技術の開発及び普及の取組を拡充・強化すること。

（４）食料供給力の強化に向け、水田の有効活用を図るための農地の排水対策等農業生産基盤の整備を促進するとともに、農地と農業用水の保全・管理や防災機能の向上等多面的機能の維持・増進に向けた施策を推進すること。

（５）口蹄疫を始め高病原性鳥インフルエンザやＢＳＥ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や農家への経営支援、風評被害防止等の対策を引き続き強化するとともに、口蹄疫の新たな発生に備え、迅速な原因究

明のため、感染経路の解明に努めること。

また、発生地における迅速な防疫確保のために埋却した家畜等を最終的に掘り返し、焼却又は埋却する必要がある場合、当該処分に対する支援を行うこと。

（６）野生鳥獣による農業被害が全国的に拡大し、被害総額が200億円を超える実態を踏まえ、個体数調整、生息環境管理、都府県境を越えた野生鳥獣の捕獲及び情報共有に係る広域連携、捕獲の担い手確保等のソフト対策並びに侵入防止柵の整備等に関するハード対策といった、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。

（７）日本農業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、ＷＴＯ（世界貿易機関）ドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びＥＰＡ（経済連携協定）・ＦＴＡ（自由貿易協定）等の交渉において適切に対応すること。

また、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）協定交渉参加の可否については、総合的な検討を行うとともに、国民合意を得た上で判断すること。

（８）福島第一原子力発電所事故の発生による農産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

・放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。

・日本産食品の安全性について、諸外国への情報発信を継続的に行い、風評被害の防止に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

・日本産食品に対する輸入規制に対し、適切に対応すること。特に、現在、都道府県が行っている輸出証明書の発行について、都道府県の負担とならないよう配慮すること。

（９）未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

２　林業の振興について

（１）森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るとともに、担い手の育成・確保を推進すること。

（２）「森林・林業再生プラン」の推進に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、「森林整備加速化・林業再生事業」に係る基金の積み増しと事業期間の延長や、「森林管理・環境保全直接支払制度」の弾力的な運用など、効果的な施策を実施する

こと。

（３）森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。

３　水産業の振興について

（１）次期「水産基本計画」の策定に当たっては、水産業の現状と課題を踏まえ、水産業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

（２）「資源管理・漁業所得補償対策」においては、地域の意見や実情を反映させ、効果的・継続的な対策となるよう努めること。また、漁業経営セーフティーネット構築事業の見直しを行い、水産業体質強化総合対策事業については、地方のニーズを十分に把握して、事業の充実・継続を図ること。

（３）周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。

　また、排他的経済水域（ＥＥＺ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締りを充実・強化すること。

４　円高の是正とデフレ経済からの脱却について

　急速に進む円高は、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失につながりかねない重大な事態であり、未曾有の大災害で我が国が直面するかつてない難局から早期の復興を果たすためにも、金融緩和政策の強化などにより円高を是正し、輸出関連産業の国際競争力を強めるとともに、デフレ経済からの脱却に向け、復興財源は復興債を発行し、日銀がその役割を十分果たす中で資金調達を行うことで政府支出を拡大するなど、一刻も早く、断固たるマクロ金融・経済政策を講じること。

５　中小企業の振興について

（１）依然として厳しい状況にある中小企業の金融情勢を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業が利用しやすいよう充実すること。

　また、信用保証協会によるセーフティネット５号保証制度の全業種指定の継続、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の期間延長、セーフティネット５号保証制度に関わる填補率のかさ上げなどにより、金融

のセーフティネット(信用補完制度等)に万全を期し、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。

（２）信用保証協会の経営に支障を来さないよう支援措置を講じるとともに、今後、政策金融の全般的な見直しの一環として、「中小企業信用保険事業」の在り方を検討する場合には、地方自治体の意見を十分反映すること。

（３）地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実すること。

　また、新規創業事業への支援については、ファンド組成における出資要件の弾力化など地方の主体的な制度設計を可能にしながら強化すること。

（４）東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により直接・間接的に被害を受けている中小企業の支援については、引き続き中小企業の実態とニーズを踏まえ、各種施策を拡充すること。

６　雇用対策の推進について

雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、今後、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被災地はもとより全国的な景気悪化も懸念されており、雇用情勢の見通しは引き続き予断を許さない状況にあることから、以下の事項に関して、より効果的な施策を講じるよう要望する。

（１）震災等による雇用情勢への影響や被災者の就労支援を踏まえ、雇用創出基金事業の継続と拡充を図り、併せて地方の創意工夫が活きる新たな具体的支援施策を検討すること。

（２）震災等に伴う雇用調整助成金の特例の要件緩和など、雇用維持対策を充実すること。

（３）新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。

（４）離職者に対する職業訓練など、再就職支援を充実すること。

（５）非正規労働者の正規雇用化や処遇改善策を充実すること。

（６）若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援やニート等の若者への職業的自立支援など、若年者雇用対策を充実すること。

（７）意欲のある高年齢者等が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

（８）障害者の就労促進策の充実・強化と雇用維持支援策の充実を図ること。

【建設・運輸関係】

1　国土保全対策の推進について

豪雨や地震などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、国民の生命・財産を守るためには、災害の未然防止や被害の抑止対策が重要な課題である。このため、未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめとする近年の災害の動向に対応できる、道路・治水・治山・海岸保全事業等の国土保全対策を重点的、計画的に講じること。

2　鉄道整備等の推進について

（１）活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、地方にとって受益に見合った負担となるよう現行の整備スキームを見直した上で整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の維持・存続のため貨物調整金の拡充の速やかな実現を図るとともに、運行形態の在り方の検討や JR 貸付料の活用など新たな仕組みを含め所要の対策を講じること。

（２）災害時のバイパス機能確保の観点も含めて、リニア中央新幹線の早期全線整備、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の早期実用化、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図ること。

（３）都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

（４）生活バス路線、地方の鉄道路線の維持・確保や離島航路・空路の維持・拡充など、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

3　観光振興対策の推進について

（１）観光立国確立に向け、地方空港・港湾における訪日観光客の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査を始めとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。

（２）東日本大震災の影響を受けて減少した訪日観光客の回復を図るため、正確かつ迅速な情報の発信をはじめ、積極的に対策を実施すること。

（３）休暇取得の分散化については、金融・物流・製造等の産業や地域の祭事の実施等に問題が生じないよう慎重に十分な検討を進めること。

４　高速道路の整備促進等について

（１）高規格幹線道路の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンクがあるが、災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国が責任をもって着実に整備促進を図ること。

（２）高速道路の無料化については、無料化社会実験の結果から、その効果と影響を十分検証し、総合的な交通体系の在り方を明確にした上で、今後の高速道路の整備や他の公共交通機関との関係、交通渋滞に伴う高速道路の機能低下や環境に及ぼす影響及び東日本大震災への対応など総合的に検討したうえで取り組むこと。

（３）高速道路等の料金施策にあたっては、既存高速道路ネットワークの有効活用を図るため、地方の意見を踏まえ、地域間格差のない利用しやすい料金とするなど利用者の視点に立った料金体系の実現に向け、本四架橋を含め、バランスのとれた効果的な措置を講じること。新たな料金設定にあたっては、特定の地方に負担を求めることがないよう配慮すること。

（４）国の高速道路等の料金政策により影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

５　航空路線の維持・充実について

航空路線が日本各地の産業や経済及び住民の生活、さらには日本経済全体に果たしている影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復興支援を図る観点からも、航空ネットワークの維持・充実について適切な対応を図ること。

なお、小規模需要に適したコミューター航空を活用すること。

６　地域の活性化について

（１）平成２４年度末で期限切れとなる「離島振興法」の改正・延長を含め、過疎地域、山村、離島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくため、特定地域の振興を図るための施策を推進すること。

（２）地域における科学技術の振興は、活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであり、産学官の連携の促進など、地域における科学技術の振興の充実に向けた支援策を積極的に推進すること。

【社会・文教関係】

１　社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

地域に暮らす住民が安心して暮らせるよう、国と地方の社会保障サービスが一体として支えていることを踏まえ、それぞれの役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度を確立する必要がある。国においては、責任ある立場を強く自覚し、現実に生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することなく地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について、十分に対処するよう要望する。

（１）地域包括支援センターへの支援等による高齢者の介護予防、自立した生活のための支援策の拡充、適切な介護報酬の設定や資格取得の支援等による介護サービス人材の確保など高齢者施策の充実を図ること。
　また、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

（２）新たな障害者福祉制度の創設については、利用者や自治体等の意見を反映した上で、障害の種類にかかわらず障害者が真に地域で自立して暮らせる社会の実現に資するものとし、また、新法制定までの間においても、可能な限り施策の改善を進めること。

（３）生活保護制度の改革に当たっては、現在の保護費の国庫負担率を含めた国と地方の役割分担を維持した上で、最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、制度の見直しを行うこと。

（４）地域の要援護者に対し、行政だけではなく、住民組織、民生委員、ＮＰＯ、医療・介護関係者等、様々な地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築により、きめ細かい支援を行うため、地域における支え合い体制づくりの推進を図ること。

（５）地域及び診療科における医師偏在や全国的に深刻な状況に陥っている医師不足の抜本的改善を図るため、地域及び診療科における必要な医師数を明確にした上で、医師養成の在り方等について早急に見直すとともに、診療報酬の適切な見直し等による病院勤務医の処遇改善及び負担軽減策のより一層の充実を図るなど、医師確保対策を強力に推進すること。また、看護師等医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

（６）自治体病院等については、へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命にかんがみ、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

（７）インフルエンザ（Ｈ１Ｎ１）２００９の対応実績を踏まえて、あらゆる病原性の新型インフルエンザについて、地方公共団体との十分な事前協議の下、法整備を含めた国家的危機管理としての対策を推進すること。

（８）将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任を明確にした上で、医療保険制度の改革等を着実に行うこと。特に、後期高齢者医療制度については安定的な運営に努めるとともに、国民健康保険制度については、構造的な問題に対する抜本的な解決を図り、持続可能な制度を構築すること。

その上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

（９）特定疾患治療研究事業は、国が本来補助すべき額を交付しておらず、平成２１年度では２５０億円を超える超過負担を強いられるなど、多額の負担が続いており、事業の安定的実施を妨げる状況となっていることから、国庫補助率を明確に法定化するなど早急に超過負担の解消を行うとともに、抜本的な制度の見直しを行うこと。

（10）国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

（11）食鳥肉を含めた生食用食肉について、食品衛生法第１１条に基づく規格基準として、腸管出血性大腸菌などの病原性微生物による食中毒防止を図るための成分規格、加工基準及び保存基準等を設定するなど、実効ある措置を緊急に講じること。

また、食鳥肉を含めた食肉の生食の危険性について、消費者に正しい知識を積極的に提供すること。

２　次世代育成支援対策の推進について

（１）新たな社会基盤としての次世代育成支援対策を推進するため、大胆かつ効果的な財政投入を行い、特定不妊治療費、妊婦健康診査費、乳幼児医療費などの負担軽減や、多子世帯等に対する保育料の軽減を始めとする経済的支援を拡充するとともに、待機児童解消に向けた取組を始め多様な保育サービスの充実や放課後児童対策などサービスの質・量を抜本的に拡充すること。また、地方が地域ニーズに沿って子ども・子育て支援サービスをバランス良く総合的に実施できるような分権型の仕組みを早急に構築すること。

なお、安心こども基金については、引き続き取り組むべき緊急の課題があることから、適用期限を延長するとともに、追加交付及び対象事業の要件緩和を行うこと。

（２）男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、子育て支援に積極的

な企業に対する税制優遇の拡充、中小企業の一般事業主行動計画策定や策定した企業に対する支援の充実、長時間労働の削減など、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化すること。

（３）地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子どもの成長に合わせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

（４）個人の意思を尊重しつつ、未婚化・晩婚化対策に取り組むとともに、子どもを生み育てることについて、報道機関等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、企業や市民団体等あらゆる主体の参加と連携による機運の醸成を図ること。

３　人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布など、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

さらに、児童・高齢者・障害者等に対する虐待や、女性への暴力を容認しない社会意識を形成するための教育・啓発の充実に努めるとともに、必要な支援措置を講じること。

４　教育施策の推進について

地方公共団体が、地域主権の観点から、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるとともに、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、円滑な行財政運営に配慮した適切な施策の展開を図るよう、次の事項について早期実現を要望する。

（１）教員が子どもと向き合う時間を確保するための学級編制の標準の改善、新学習指導要領の円滑な実施、少人数指導や特別支援教育の充実などの教育課題に対応した中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、着実に実施すること。

（２）政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるよう、給与負担、教職員定数に関する権限を移譲し、すでに移譲されている教職員の

人事権等とあわせた権限の一元化を図ること。

（３）公立高校授業料実質無償化の財源を全額国庫負担とするとともに、低所得層に対する就学支援金の拡充、高校生修学支援基金事業の実施期間の延長及び奨学金の給付に係る制度の創設など、高校生等の就学支援の充実を図ること。

（４）国における耐震化のための十分な財源措置など、学校・社会教育施設の耐震化を促進すること。

（５）開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進するとともに、全国障害者スポーツ大会も含め、国は開催等経費について応分の負担を行うこと。

（６）国立大学が地域における「知の拠点」としての機能や役割を持続的に果たせるよう、国立大学法人運営費交付金の在り方を見直すこと。

また、公立大学についても、多様な分野で地域に貢献し、安定的な運営が確保できるよう、財政支援の充実を図ること。

【エネルギー・環境関係】

1　資源エネルギー対策の推進について

（１）エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進、安全の確保等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

（２）電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備等を推進すること。

電源三法交付金制度については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度を改善すること。

（３）再生可能エネルギーの導入拡大等と地産地消

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、買取制度の拡充等の支援策の充実や、安定供給等のため蓄電池等の技術開発の積極的な推進等による導入拡大を図ること。

また、緑の分権改革など、新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を行うなど支援策を講じること。

2　電力需給対策の推進について

（１）電力供給力の確保

国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼす不測の大規模停電及び計画停電を回避するため、原子力発電所の運転状況を踏まえ、発電設備の復旧や緊急設置電源の新設など、来年度を見越した電力供給力の十分な確

保に向けた対策を講ずること。

（２）実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため，地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、省エネルギー機器の導入に対する支援の拡充や、節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、実効性のある節電対策を講ずること。

３　環境保全対策の推進について

（１）地球温暖化対策の推進等

我が国では、温室効果ガス排出量を中期的には２０２０年までに１９９０年比で２５％削減、長期的には２０５０年までに８０％削減するとの目標を掲げており、低炭素社会の実現に向け、その確実な達成が求められる中、必要な法整備を早急に進めるとともに、実効性のある対策を早期に国民に示し、東日本大震災の被災地の復興に配慮しながら、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって着実に推進すること。

特に、自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、充電設備等のインフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

また、自動車ＮＯx・ＰＭ法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸における汚染物質の影響が示唆されており、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）について、多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

（２）生物多様性保全対策等の推進

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）において採択された「愛知目標」の達成に向け、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うとともに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

（３）総合的な廃棄物・リサイクル対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、

推進すること。特に、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むＰＣＢ汚染物等の拠点的広域処理施設を早期に整備すること。

なお、産業廃棄物の不適正処理に係る支障の除去等を推進するため、平成２４年度末に失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を延長すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図るとともに、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

海岸漂着物等の対策については、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、具体的な処理を地方公共団体が行う場合にあっても、収集・運搬・処理の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じるとともに、漂着物の処理等について必要な支援措置を講じること。

（４）アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。

【災害対策・国民保護関係】

1　災害対策の推進について

（１）災害予防対策の充実

災害から国民の生命，身体，財産を守り，社会生活・地域経済の安定を図るため、東日本大震災を検証し、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画を緊急に見直すとともに、建物・構造物等の耐震化、共済制度や地震保険制度の充実の検討、情報通信基盤の堅牢化・冗長化、未確認の断層を含めた断層の実態に関する調査研究や地震・火山噴火の予知研究、及び津波対策の抜本的な見直し等の災害予防対策を確実に推進すること。

また、都道府県域を越えた大規模災害（地震、台風、津波等により、人命・社会生活に広範かつ大きな影響を与える災害、原子力災害を伴うものを含む。）への対応について一軸型のインフラだけでは十分とは言えないため、国としての公共インフラの代替・補完の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、高速道路等のミッシングリンクの解消などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進め、大規模災害発生時の代替・補完体制を構築すること。

（２）災害応急対策の充実

大規模災害に対する災害応急対策について、

〇広域避難や事態の長期化も想定した避難者支援
〇役場等が機能を喪失した場合の支援体制の構築
〇支援物資の調達・輸送・配分を円滑に行うことができる仕組みの構築
〇物的・人的支援等に係る国と地方の役割を明確化

など、総合的な救助・支援体制を構築すること。

特に、現在の災害救助法は、被災した住民を被災した自治体が支援し、被災自治体を国が財政支援するという仕組であり、広域避難や広域による支援という事態を想定していない。そのため、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、直接、国に請求し、支払いされるよう制度変更を行うこと。加えて、救助期間の制限や現物給付による救助などといった制約があることから、これらの制約を撤廃するなど、被災自治体及び避難者受入自治体等による自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

また、全国的な影響が非常に大きい東海地震と東南海・南海地震の連動発生及び首都直下地震に対して、東日本大震災を踏まえて被害想定を見直し、対策大綱及び応急活動要領等を早急に策定するとともに、観測

体制を強化すること。

（３）大規模災害に対する総合的復旧復興支援制度の確立

大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、広域避難者の発生や事態の長期化による影響も想定し、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施することが可能となるよう、国が必要な財源を措置し、抜本的に制度の見直しを行って総合的な復旧復興支援制度を確立すること。

具体的には、次の措置が必要である。

〇現行制度では原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃

〇災害査定等の事務手続きの簡素化

〇災害復旧事業の事業期間制限の緩和

特に、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害が発生した場合は、国・地方の役割分担の観点から、被災者生活再建支援基金による対応には限界があるので、特別の国の負担により対応すること。制度の内容については、これまでの住宅の損壊の程度に着目した支援だけではなく、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

（４）原子力災害対策の整備

福島第一原子力発電所事故の早期収束を図ると共に、事故の検証を地方代表を入れた第三者機関において実施するとともに、原子力発電所の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院について、原子力発電を推進する経済産業省から分離独立させ、客観性と信頼性を高めた安全規制体制を早急に確立すること。

原子力発電所の安全確保に万全を期すため、従来想定されていた事象だけでなく、今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて、改めて原子力発電所の安全性についての考え方や基準を明確にし自治体や国民に説明、理解を得て安全対策の徹底を図ること。

また、複合災害も考慮した事故想定の見直しや、それに伴うＥＰＺの見直しを含めて、原子力災害対策特別措置法及び原子力防災指針について早急に見直しを行うとともに、モニタリングポスト、防護服等の配備、医療体制や避難体制等の整備経費について、原子力災害の影響が及ぶ可能性のある自治体への財政支援を講じること。

さらに、ＳＰＥＥＤＩ情報等原子力発電所の状態や放射性物質等に関する正しい情報を速やかに自治体に提供することで避難計画を早期に策定、実行できる体制を整備するとともに、飲食物の摂取による健康被害の防止や、様々な産業における風評被害防止のため国の責任において放射性物質等の測定を実施し、速やかに正確な測定結果を公表する体制を整備すること。

併せて、原子力災害発生時の被災地域への応援要員やがれき処理などの安全基準を国際基準に従って整備し、国民に説明すること。

２　国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、緊急情報ネットワークシステムに接続する受信端末数の制限を緩和するなど危機管理に関する情報の迅速な伝達に努めること。

さらに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【国際化・基地・領土・拉致・座礁船舶関係】

1　地域国際化の推進について

（１）国際化の進展に伴う多文化共生社会の形成に向けて、外国人児童生徒の教育、日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療等の諸 課題を解消する措置を早急に講じること。

　とりわけ、医療については、生命や健康に関わる問題であることから全国的に利用できる効果的な医療通訳システムの導入に向けた検討を行うこと。

（２）地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進拡充すること。

（３）在外被爆者が居住する国において、実情に即した援護が受けられるよう引き続き、制度の見直しをすること。

（４）来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを強化するとともに、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡し条約」や「刑事共助条約(協定)」の締結相手国の拡大を図ること。

（５）国際定期便就航など地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾のＣＩＱ（ 税関・出入国管理・検疫等）体制の整備・充実を図ること。

2　基地対策の推進について

（１）米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

（２）日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

　基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

　特に、航空機の整備点検及び、パイロット等の安全教育の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限及び、夜間離着陸訓練、各地で行われる低空飛行訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

　基地内の環境問題等については、その影響が基地内にとどまらず、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理、運用に当たっては、環境に係る特別協定などにより、環境法

令等国内法が遵守されるよう見直すこと。

（３）民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

（４）米軍人等による事件・事故の防止について、具体的かつ実効的な対策を早急に講じるよう申し入れること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置すること。

（５）周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

３　北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

４　拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置の見直しに当たっては、拉致問題の進展状況も判断材料とすること。

５　座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

なお、日本近海を航行する船舶について、ＰＩ　保険に加入するよう近隣諸国に要請するなど対応策を講じること。

【地域情報化関係】

1　地上デジタル放送に係る必要な措置について

（１）東北地方太平洋沖地震で大きな被害を受けた地域及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対し、国において予算・人材を投入し、地上デジタル放送に係る必要な措置を集中的に実施すること。

　特に同発電所において発生した事故で被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

（２）地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた地域については、対象世帯及び地方公共団体への負担を求めることなく、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に中継局の新設や共聴施設の設置など地上系の放送基盤による恒久的対策を講じること。

　また、恒久的対策の円滑な実施をはかるため、引き続き、各難視聴地域の住民や関係地方公共団体に対して適切かつ正確な情報提供に努めること。

（３）アナログ放送停波に伴う混乱を最少限に押さえるため、停波後、工事待ちに要する一定期間サイマル放送を再開するなど、万全の対応を講じること。

　また、地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

2　地域情報化の推進について

（１）地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないよう、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、規制緩和を含む支援策を拡充するとともに、整備後の安定的な運用を確保するため､ランニングコストに対する支援策を講じること。

（２）携帯電話不感地帯解消に向け、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

（３）中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせ

て見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。

３　情報セキュリティ対策の推進について

地方自治体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。